

廃棄物処理政策に関する これまでの施策の施行状況

目次

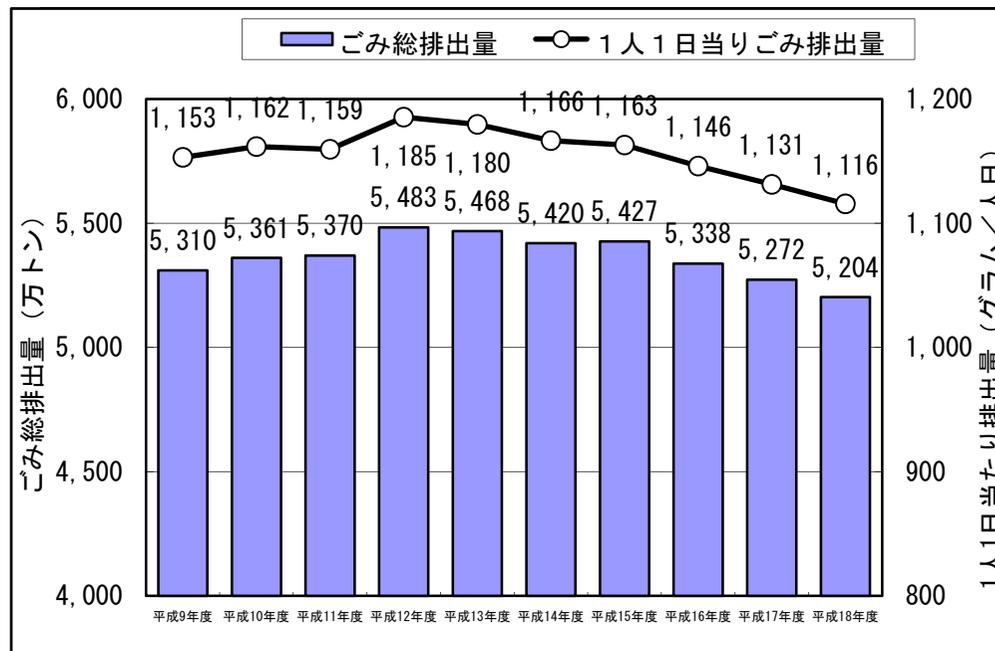
1. 全体の状況	2
2. 適正処理対策		
①排出事業者責任	17
②廃棄物処理業許可制度	24
③廃棄物処理施設対策	32
④不法投棄対策	41
3. 廃棄物処理法の活用による3Rの推進	48
4. その他		
①地方自治体の運用	58
②廃棄物の輸出入	63
③低炭素社会との統合	69

1. 全体の状況

廃棄物の排出量の推移

▶ 一般廃棄物の排出量は5,204万t
(平成18年度)

排出量は平成12年度以降断続的に減少し、基本方針の平成9年度5,310万tを2年連続で下まわった。

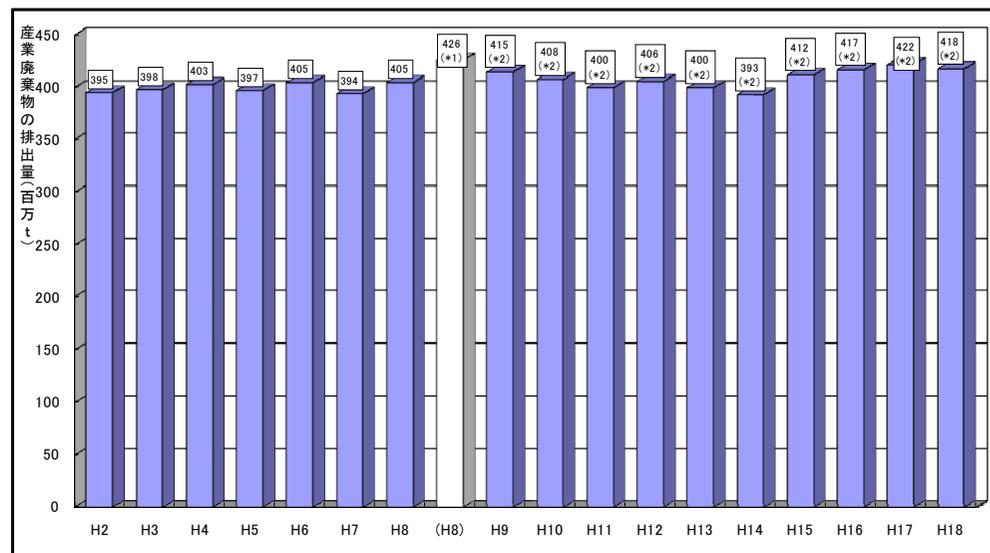


▶ 産業廃棄物の排出量は418百万t
(平成18年度)

排出量は一般廃棄物と同様に平成2年度までは急激に増加。平成2年度以降は4億t前後で大きな変化はなく、バブル経済の崩壊後はほぼ横ばい

※1: ダイオキシン対策基本方針に基づき、政府が平成22年度を目標として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成8年度の排出量を表す

※2: 平成9年度以降は※1と同様の算出条件で算出

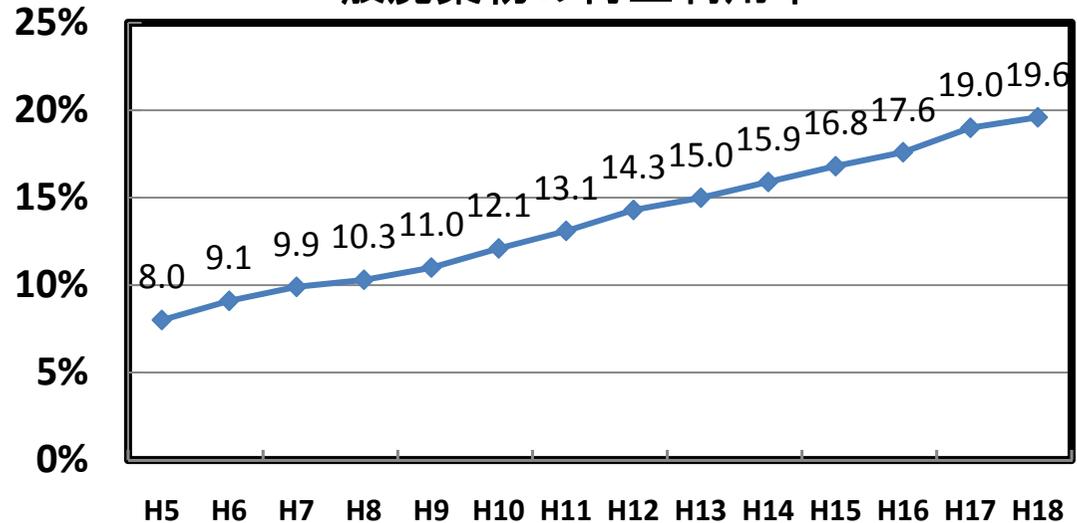


廃棄物の再生利用率の推移

▶ 一般廃棄物の再生利用率は19.6%（平成18年度）

一般廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成18年度には20%に迫っている。

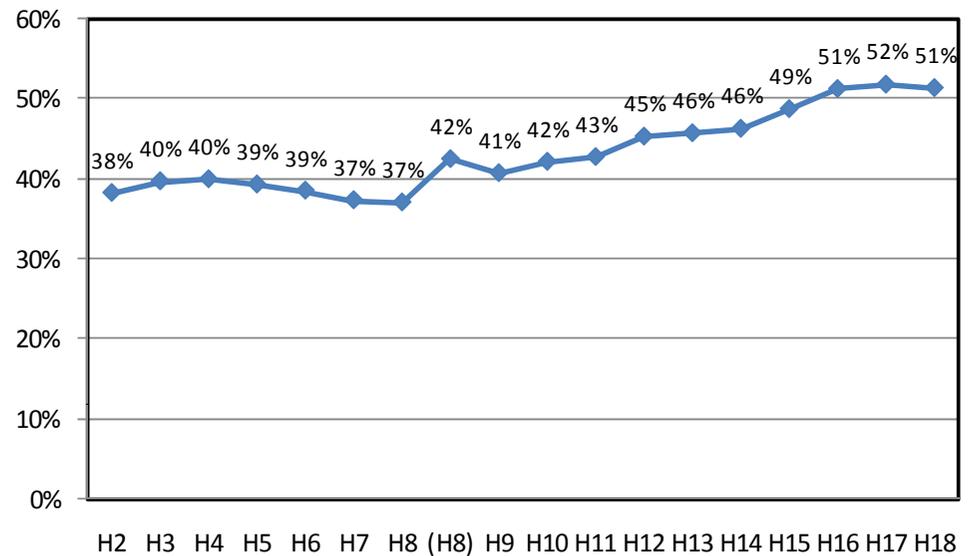
一般廃棄物の再生利用率



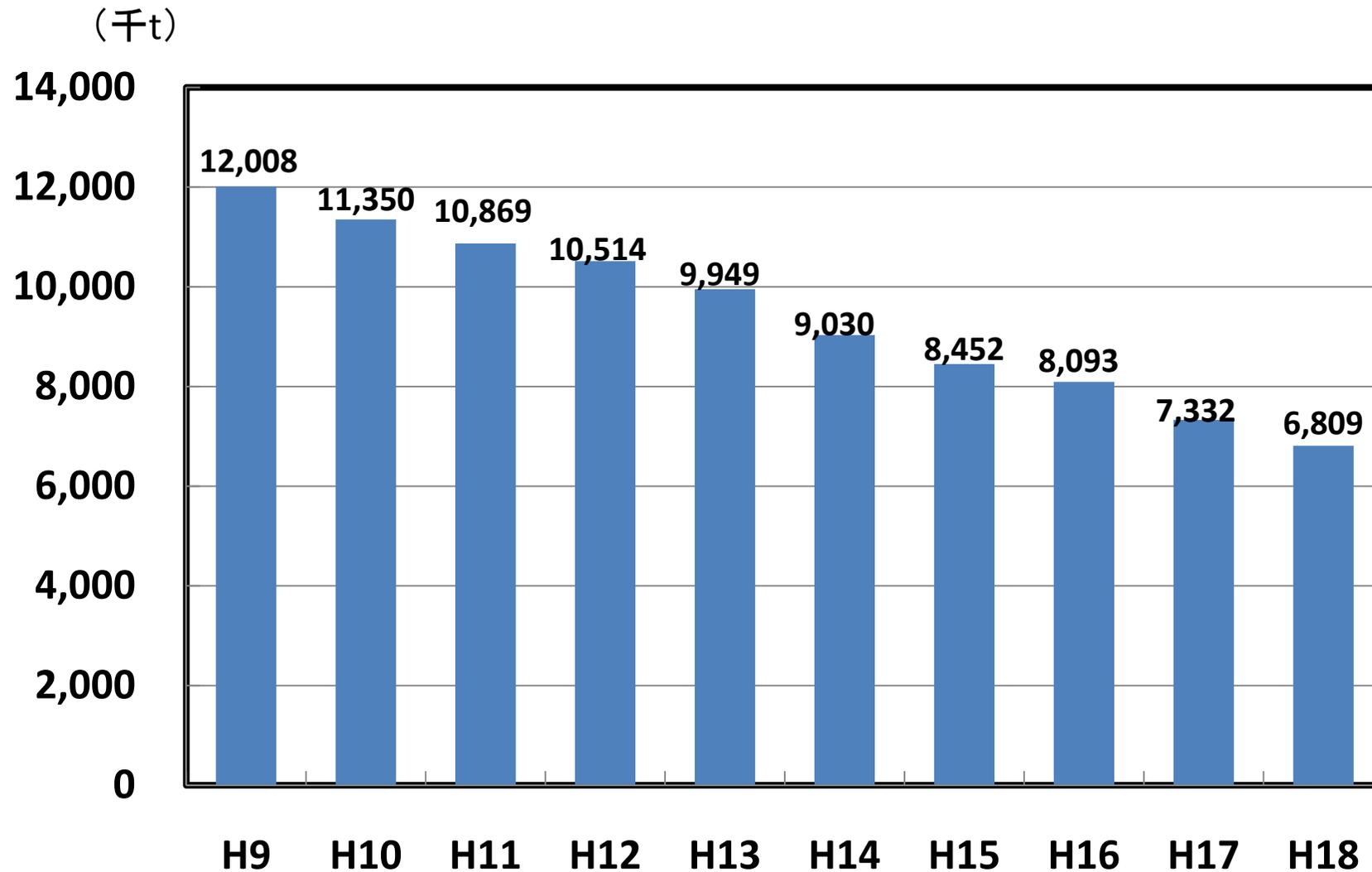
▶ 産業廃棄物の再生利用率は51.4%（平成18年度）

産業廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成16年度には50%を超えている。

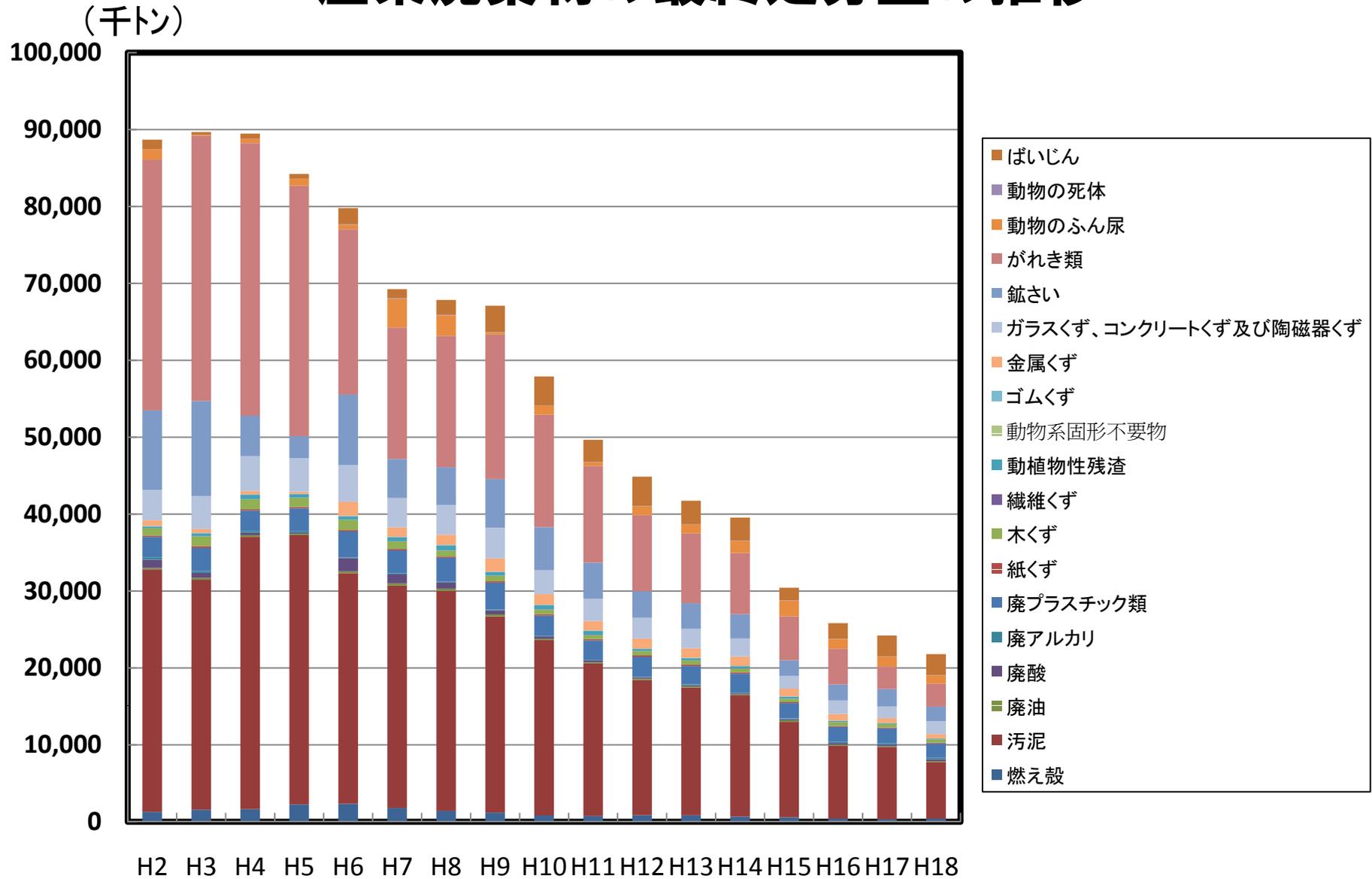
産業廃棄物の再生利用率



一般廃棄物の最終処分量の推移



産業廃棄物の最終処分量の推移



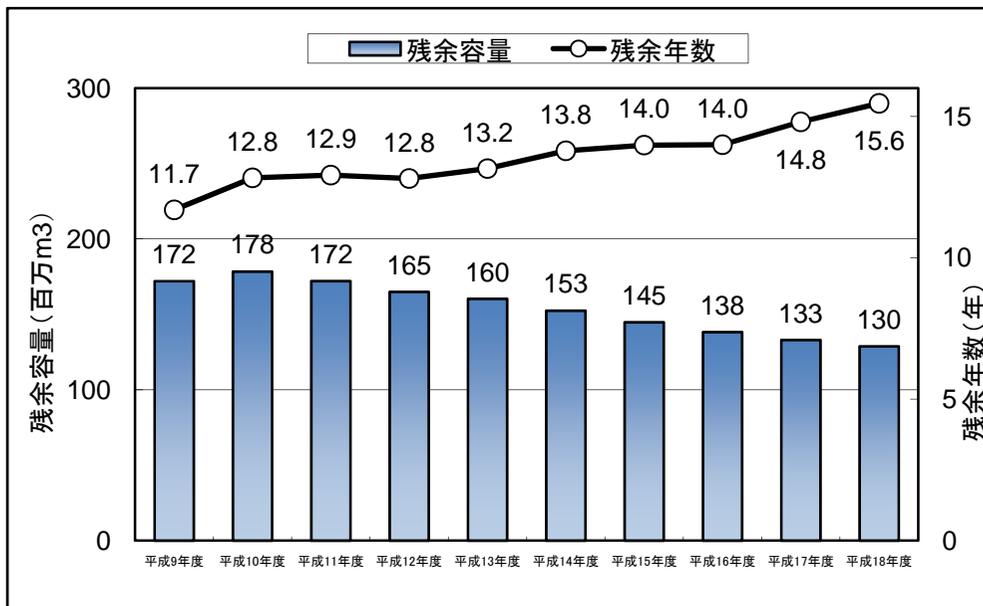
※分類については、発生時点の廃棄物の種類で行っている。

(例 廃プラスチック類の焼却に伴い生じる燃え殻の埋立について、廃プラスチック類として計上)

最終処分場のひっ迫

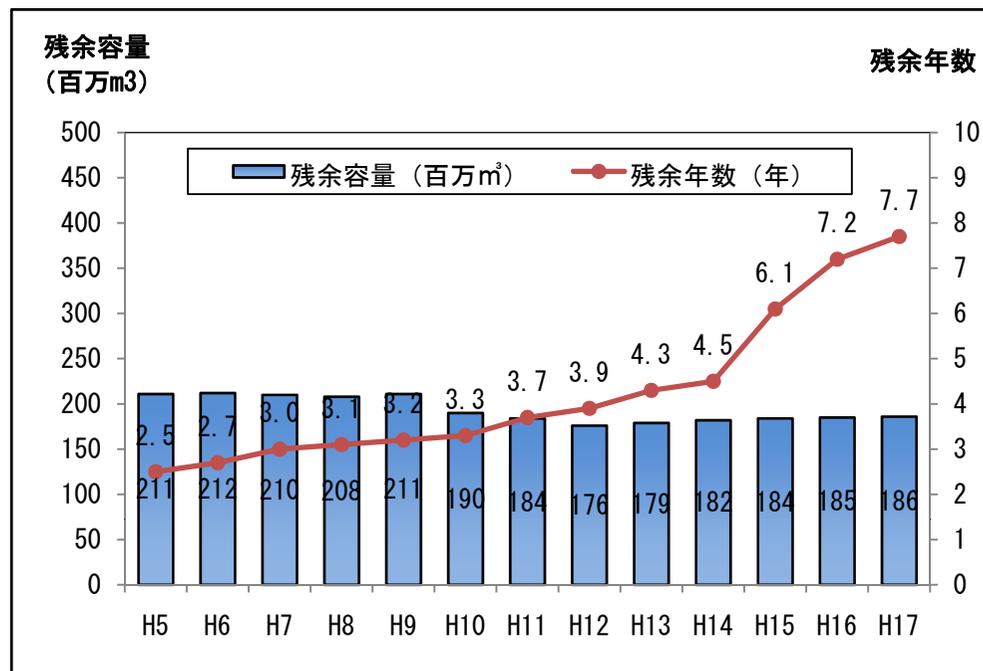
▶ 一般廃棄物の残余年数は15.6年分
(首都圏は17.0年分)(平成18年度)

公共の最終処分場を確保できていない
 市町村が343

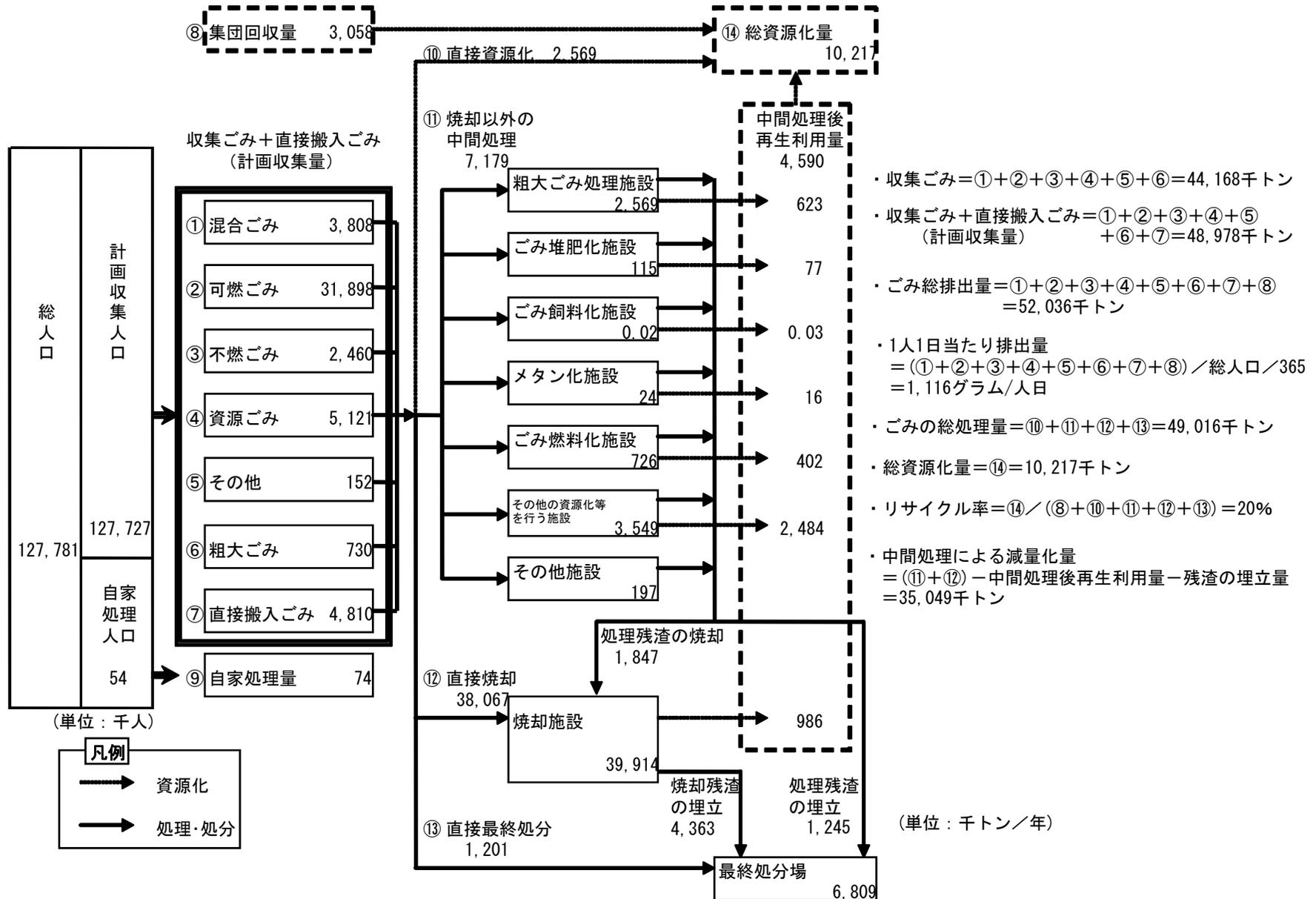


▶ 産業廃棄物の残余年数は7.7年分
(首都圏は3.4年分)(平成17年度)

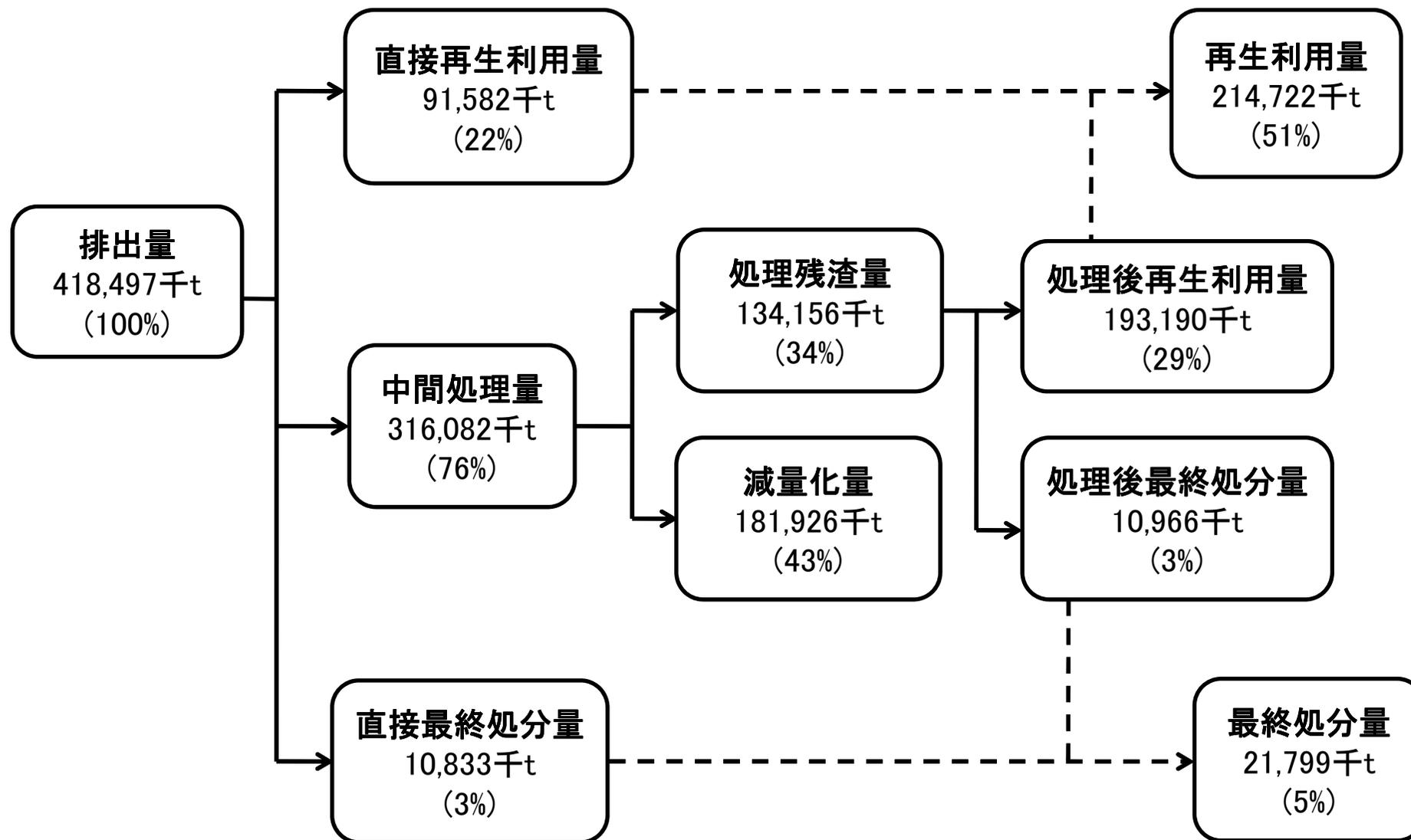
最終処分場の新規設置数は、平成10
 年度の136施設から、平成16年度は38
 施設、平成17年度は32施設(ともに許
 可件数)と激減



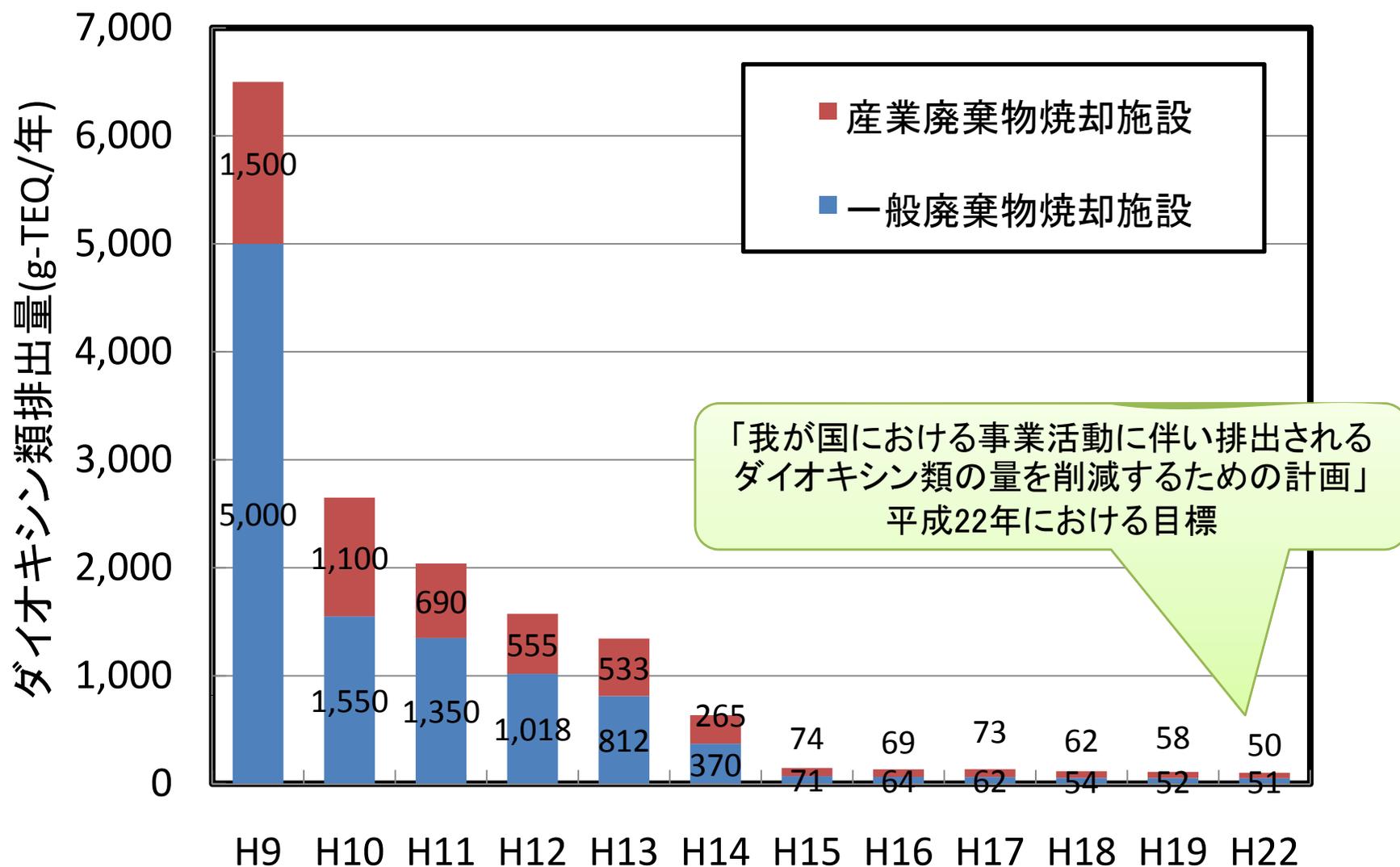
一般廃棄物の処理フロー（平成18年度）



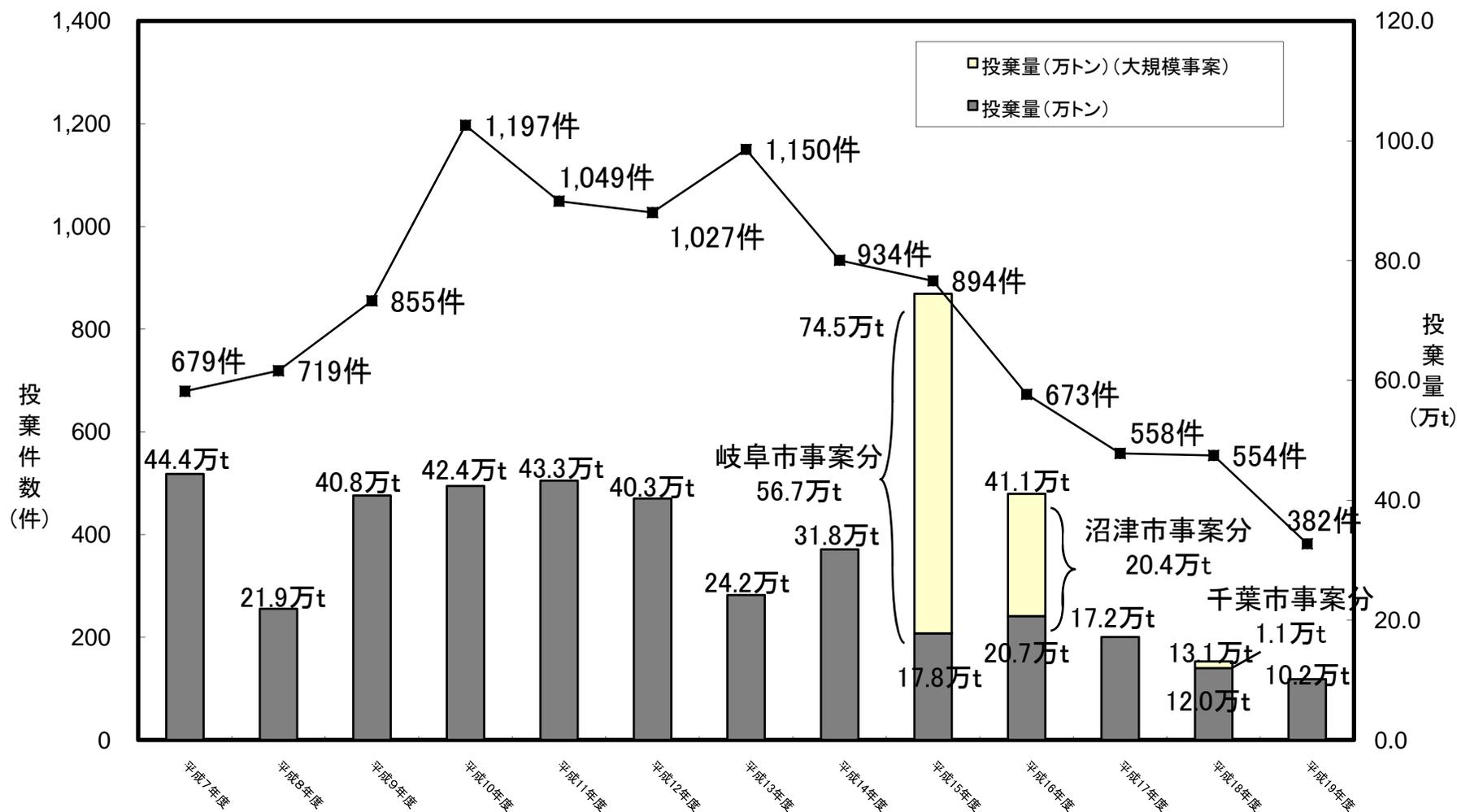
産業廃棄物の処理フロー（平成18年度）



廃棄物処理施設からのダイオキシン類排出量の推移



不法投棄件数及び投棄量の推移（新規発覚事案）



注1 投棄件数及び投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

2 上記グラフの通り、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に発覚したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模事案として発覚した。

3 平成18年度の千葉市事案については、平成10年に発覚していたが、その際環境省への報告がされていなかったもの。

4 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これが不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県45カ所において確認され、そのうち38カ所で撤去が完了している（平成20年9月時点）。

平成19年度不法投棄種類内訳

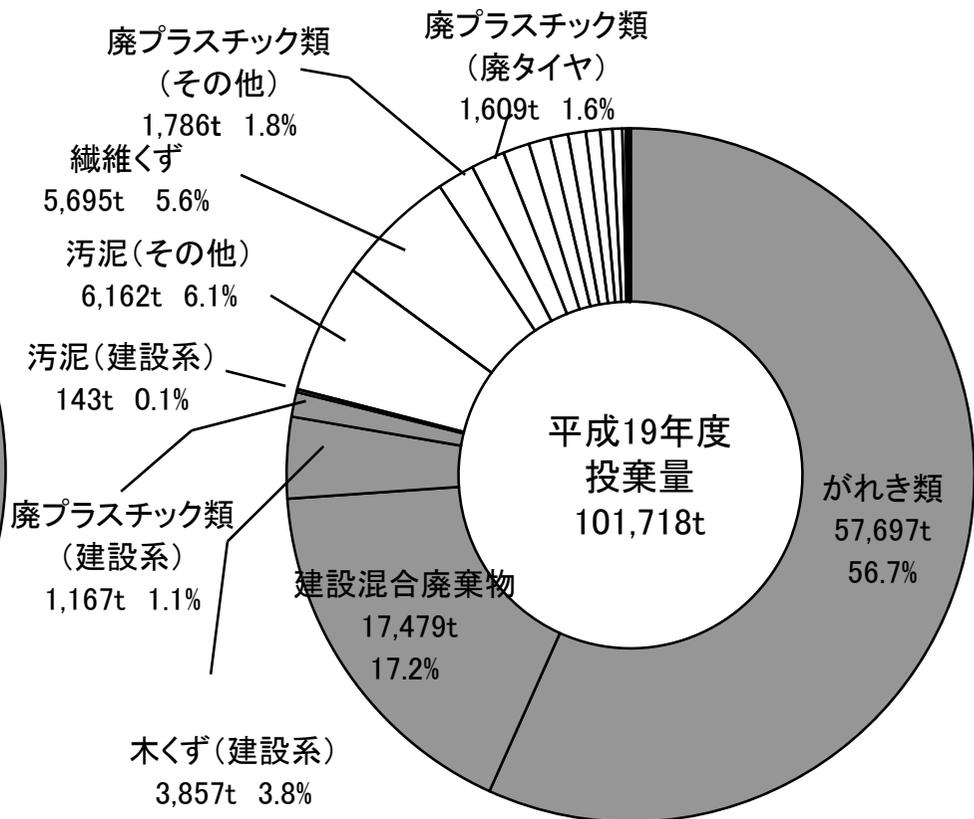
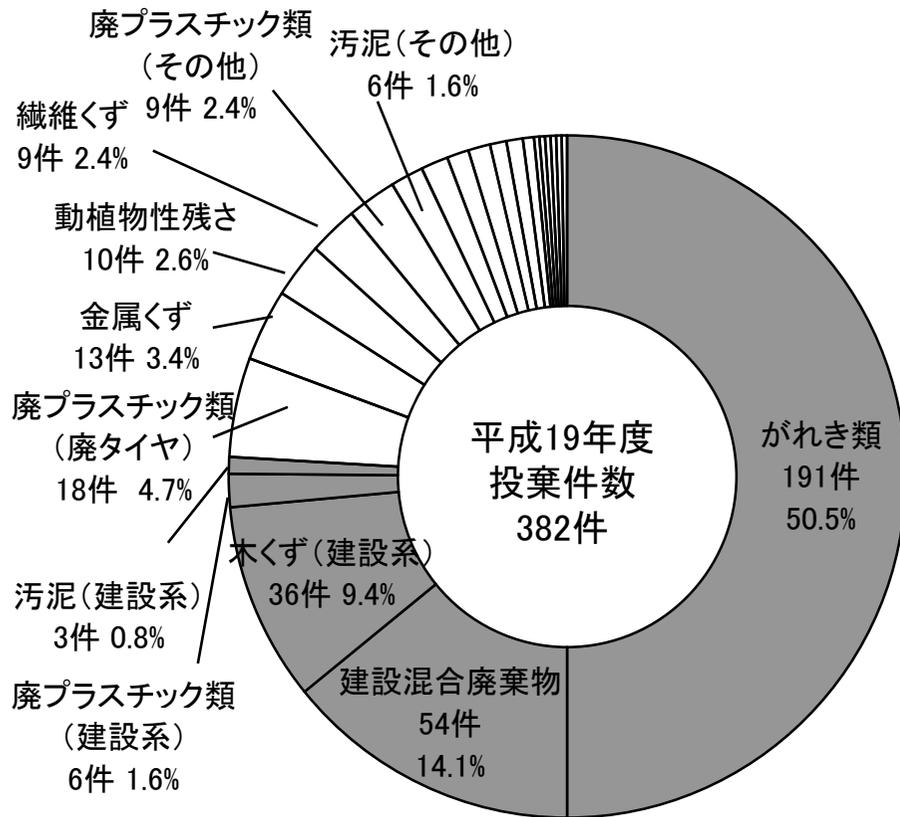
投棄件数・投棄量ともに建設廃棄物が多く、全体の約8割を占めている。

建設以外廃棄物計
92件 24.1%

建設廃棄物計
290件 75.9%

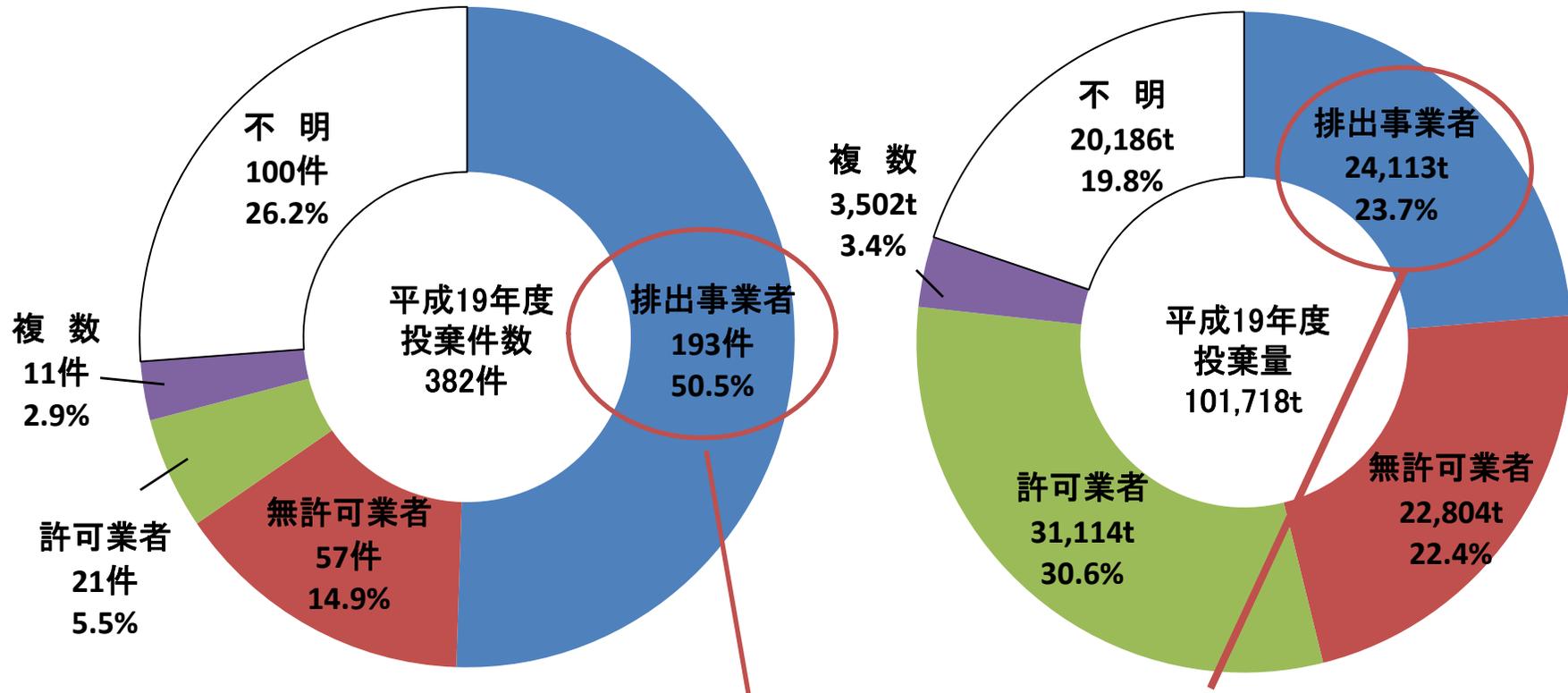
建設以外廃棄物計
21,375t 21.0%

建設廃棄物計
80,343t 79.0%



平成19年度不法投棄実行者内訳

排出事業者が不法投棄実行者である場合が、
投棄件数では約51%と最も多く、投棄量では約24%になっている。



「排出事業者」のうち、141件(73.1%)、13,161t(54.6%) が建設系

不法投棄の現場（建設系廃棄物等）



産業廃棄物処理の構造改革

産業廃棄物の構造的問題

廃棄物=不要なもの

無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

安かろう悪かろうの処理

悪貨が良貨を駆逐
(優良業者が市場の中で優位に立
てない)

不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する
国民の不信感の増大

処理の破綻

環境負荷等の悪影響

PPP(汚染者負担原則) に基づくあるべき姿

廃棄物=不要なもの

自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

排出事業者が優良業者を選択
(悪質業者が市場から淘汰される)

安全・安心できる適正処理の実現

産業廃棄物に対する
国民の信頼の回復

循環型社会の構築

将来世代にわたる
健康で文化的な生活の確保

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正
に基づく構造改革

- 排出事業者責任の徹底
 - ・マニフェスト制度の強化
 - ・原状回復命令の拡充
- 不適正処理対策
 - ・処理業者・施設の許可要件の強化
 - ・罰則強化
(懲役5年、罰金1億円)
- 適正な処理施設の確保
 - ・廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化
 - ・優良な施設整備の支援
 - ・公共関与による補完
(廃棄物処理センター)

石綿を含む廃棄物の規制の現状

特別管理産業廃棄物

(飛散性のもの)

- 工作物に用いられる材料から除去された吹付けアスベスト
- 建築物から除去された吹付けアスベスト、アスベストを含む保温材、断熱材及び耐火被覆材

↓
 (ストック量 数十万トン
 1.8万t/年発生(H16)
 4.2万t/年発生(H17)
 7.2万t/年発生(H18))

特別管理産業廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行令等)

- 収集における梱包等
- 処分における熔融処理又は耐水性材料での二重梱包等

石綿含有産業廃棄物

(非飛散性のもの)

- 石綿スレート等の外装材、床タイル等
- 【工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの】

↓ (ストック量4,000万トン
 100万t/年 以上発生)

産業廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行令等)

- 飛散防止措置をとること
- 他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと
- 熔融、無害化処理による処分
- 中間処理としての破砕禁止
- 一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること

石綿含有一般廃棄物

(非飛散性のもの)

- 日曜大工によって排出された石綿スレート等の外装材等【工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの】

↓ (年間数t 発生)

一般廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行令等)

- 飛散防止措置をとること
- 他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと
- 集じん設備により確実にダスト除去する中間処理
- 一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること
- ※石綿含有家庭用品については通常の処理で飛散等の問題が生じないことを確認

石綿含有産業廃棄物の熔融施設 (許可施設として新設)

- 1,500度以上で熔融
- 飛散防止措置

無害化処理施設

- 内容、者、施設の基準
- 認定の手続き、廃止等の手続

ごみ処理施設

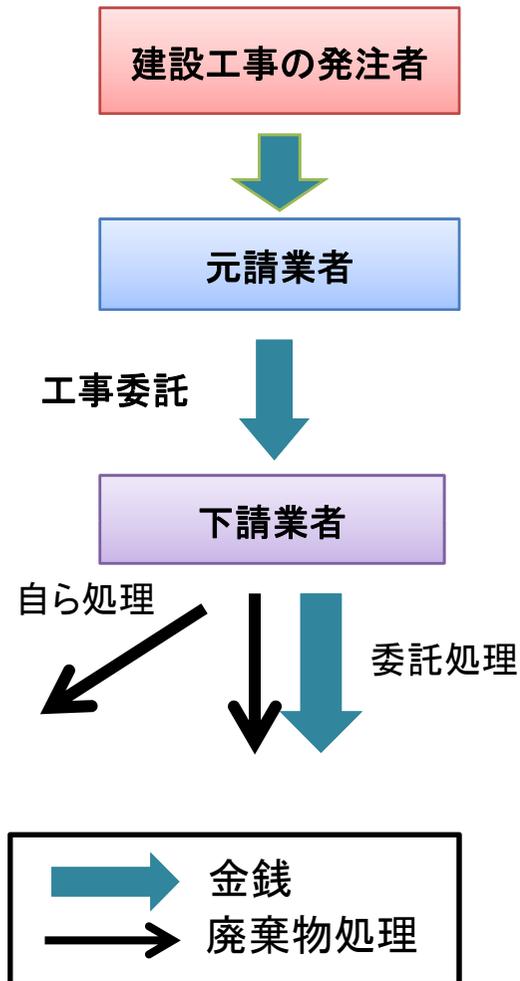
埋立処分・再生

2. 適正処理対策

① 排出事業者責任

現場で排出事業者の特定が困難となるケース

■ 建設工事における事例



元請業者から下請業者へ工事を委託する場合の委託方式の違いによる廃掃法上の取扱い

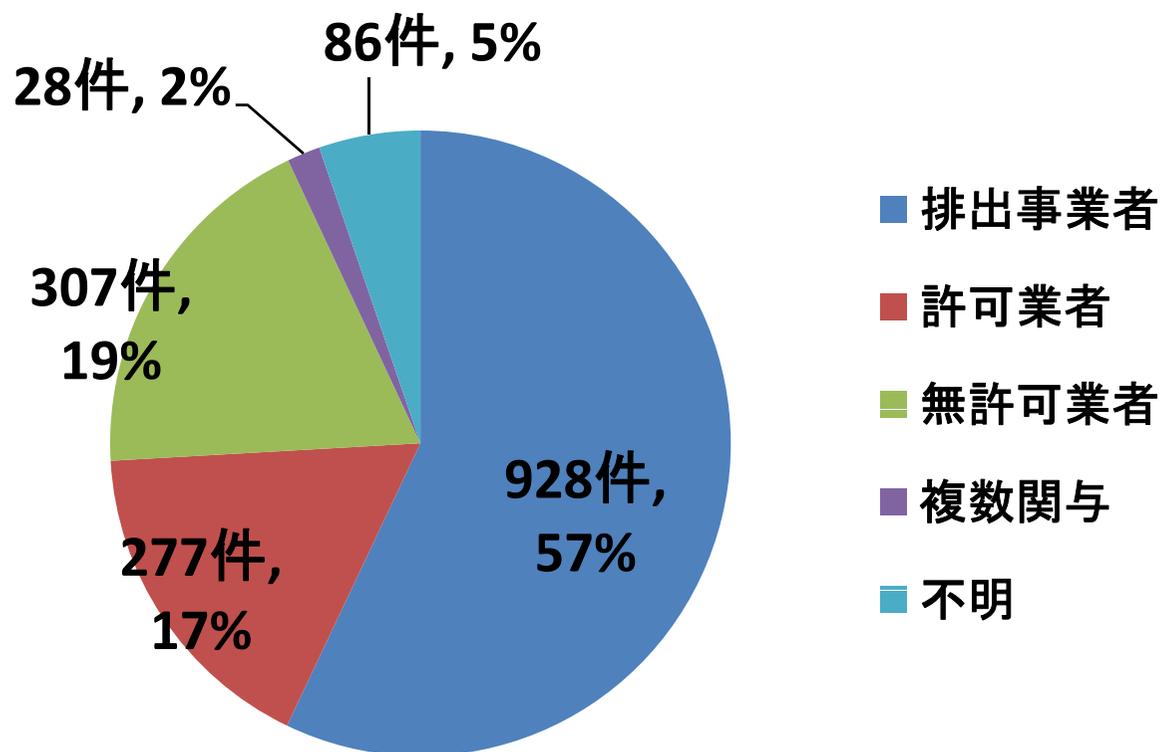
元請業者から下請業者への工事委託方式	<原則>委託	<例外>全部又は独立した一部を一括委託	
排出事業者となる者	元請業者	元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき認められないとき	元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき認められるとき
		下請業者	元請業者と下請業者
下請業者が行う処理の位置づけ	委託処理	自ら処理	自ら処理
下請業者の処理業許可	必要	不要	不要

廃棄物の不適正処理（処理基準違反）の状況

■ 処理基準違反の状況（平成19年度）

- ・産業廃棄物処理基準違反（第12条第1項）
- ・特管産廃処理基準違反（第12条の2第1項）

※残存事案と処理済み事案の合計



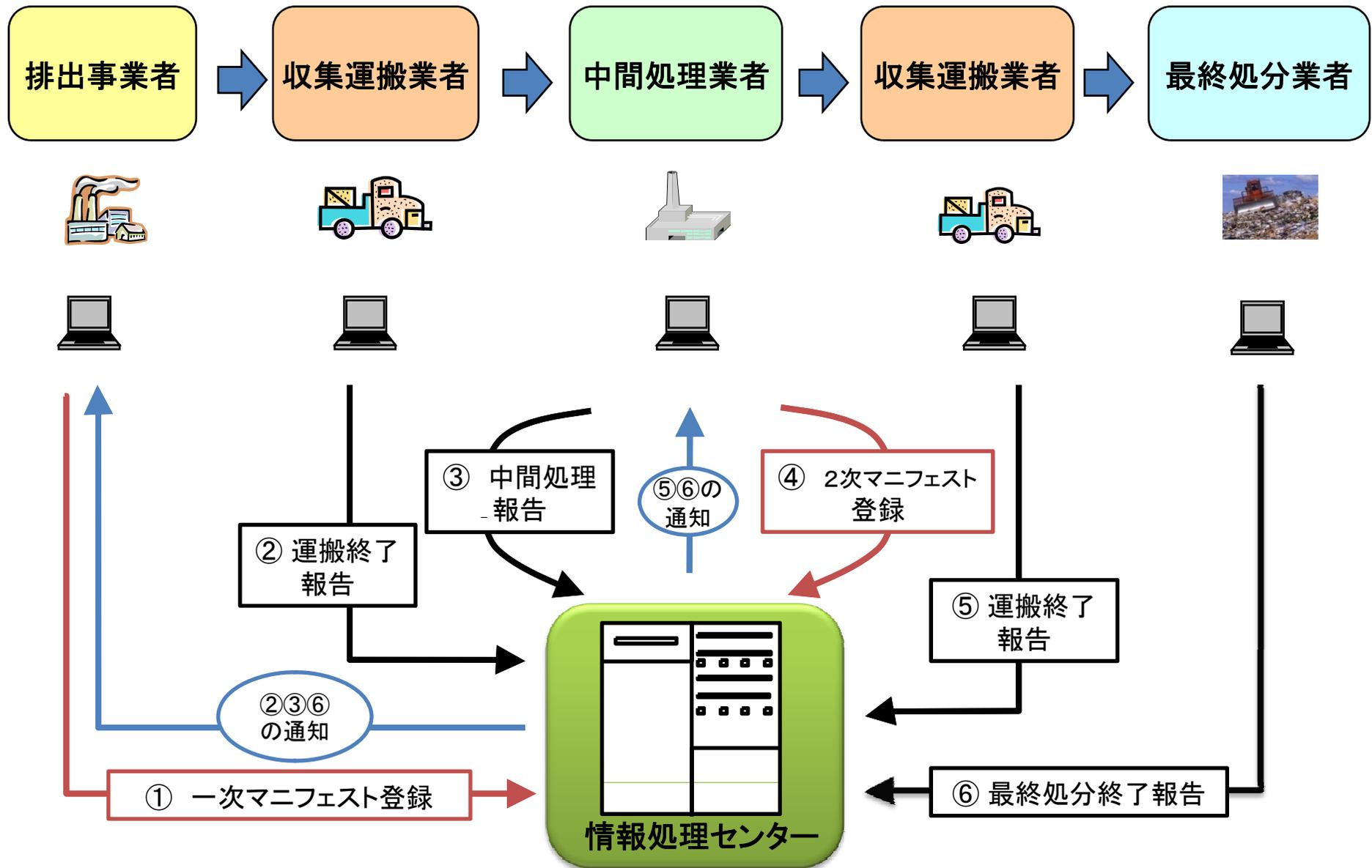
平成19年度：1,626件

不適正処理の現場

■ 自社の資材置き場における不適正な処理



電子 manifests の流れ



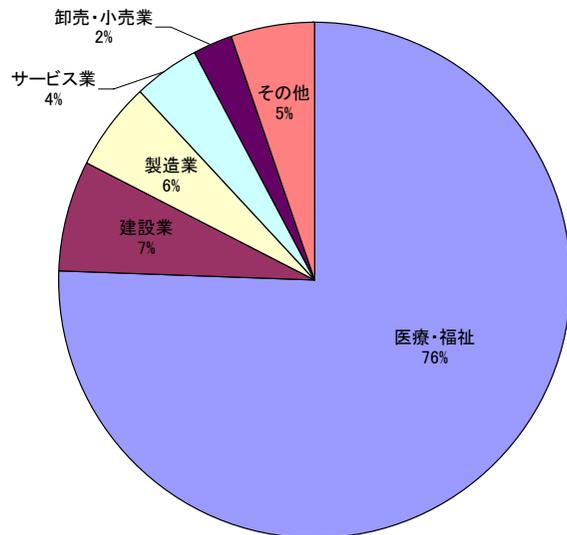
電子manifestの普及状況

1) 電子manifest加入状況の推移

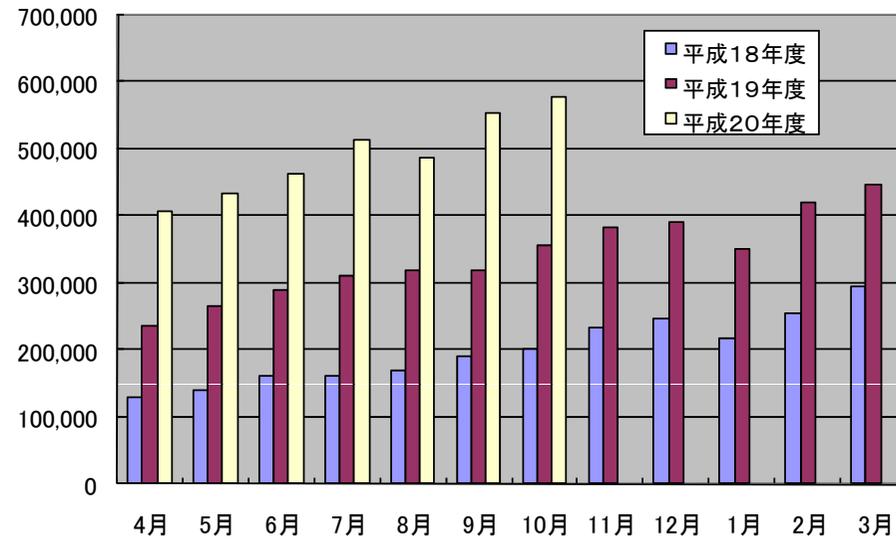
(平成20年10月31日現在)

年度	加入者数	加入者数の内訳			manifest年間登録件数	普及率
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
平成16年度	2,978	1,019	1,009	950	1,137,785	2.5%
	(100%)	(34%)	(32%)	(32%)		
平成17年度	3,834	1,291	1,327	1,216	1,621,975	3.5%
	(100%)	(34%)	(34%)	(32%)		
平成18年度	7,784	4,083	1,921	1,780	2,388,069	5.3%
	(100%)	(52%)	(25%)	(23%)		
平成19年度	30,705	23,164	4,300	3,241	4,076,448	8.8%
	(100%)	(76%)	(14%)	(10%)		
平成20年度	37,666	28,802	5,164	3,700	3,430,923	-
	(100%)	(76.5%)	(13.7%)	(9.8%)		

2) 排出事業者業種区分(加入者数の構成比)



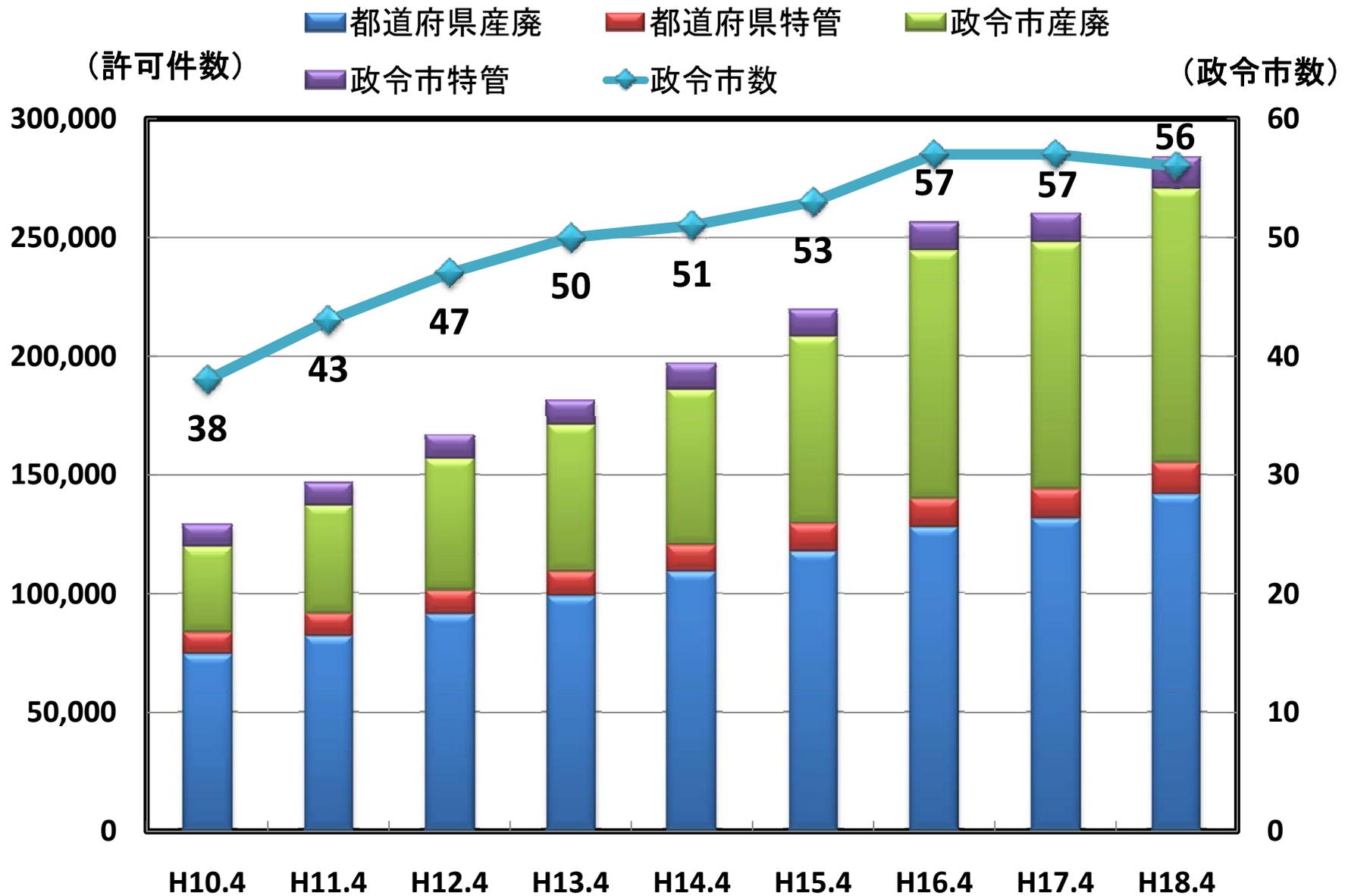
3) 月別電子manifest登録状況



2. 適正処理対策

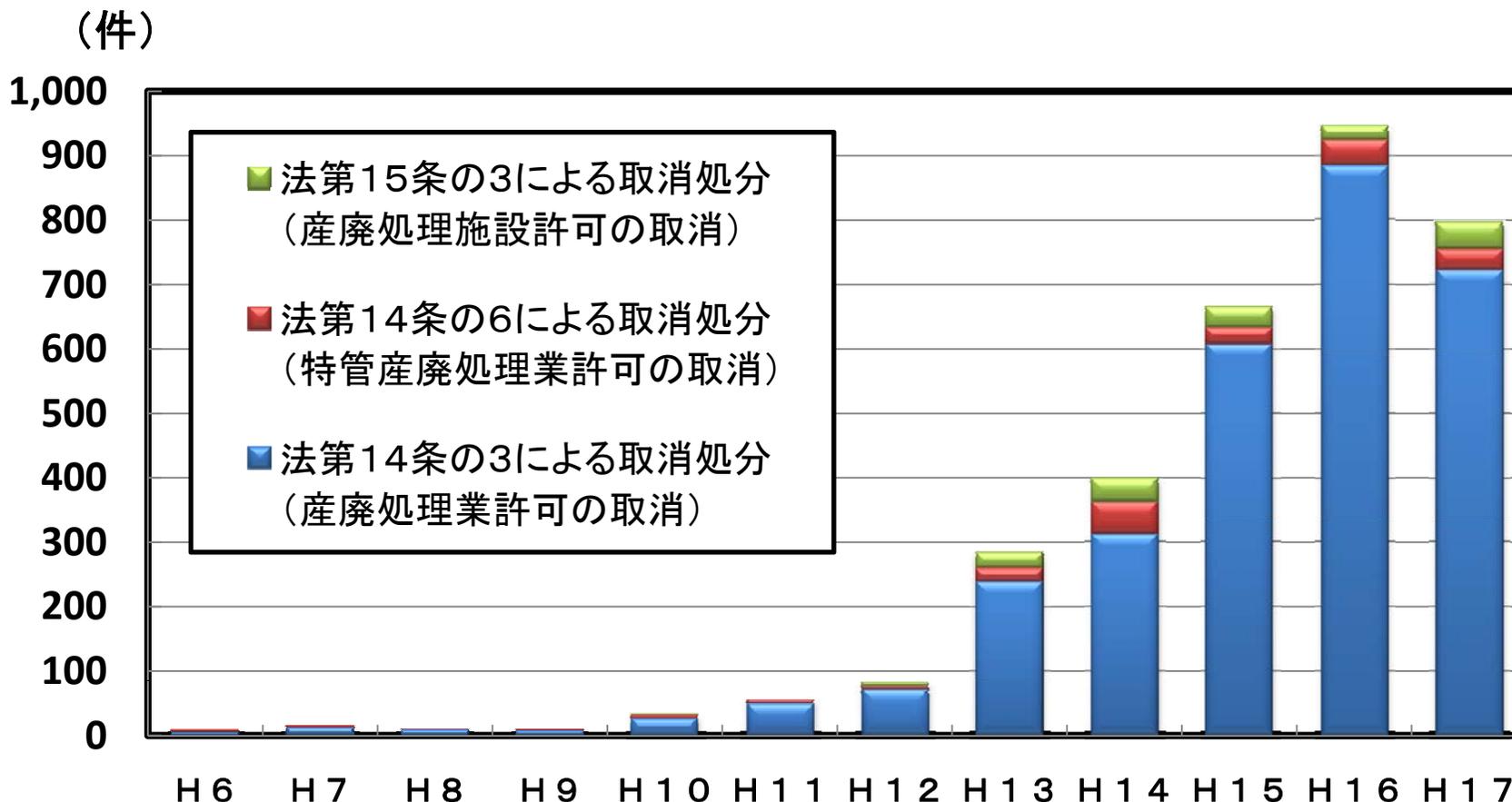
② 廃棄物処理業許可制度

産業廃棄物処理業許可件数の推移



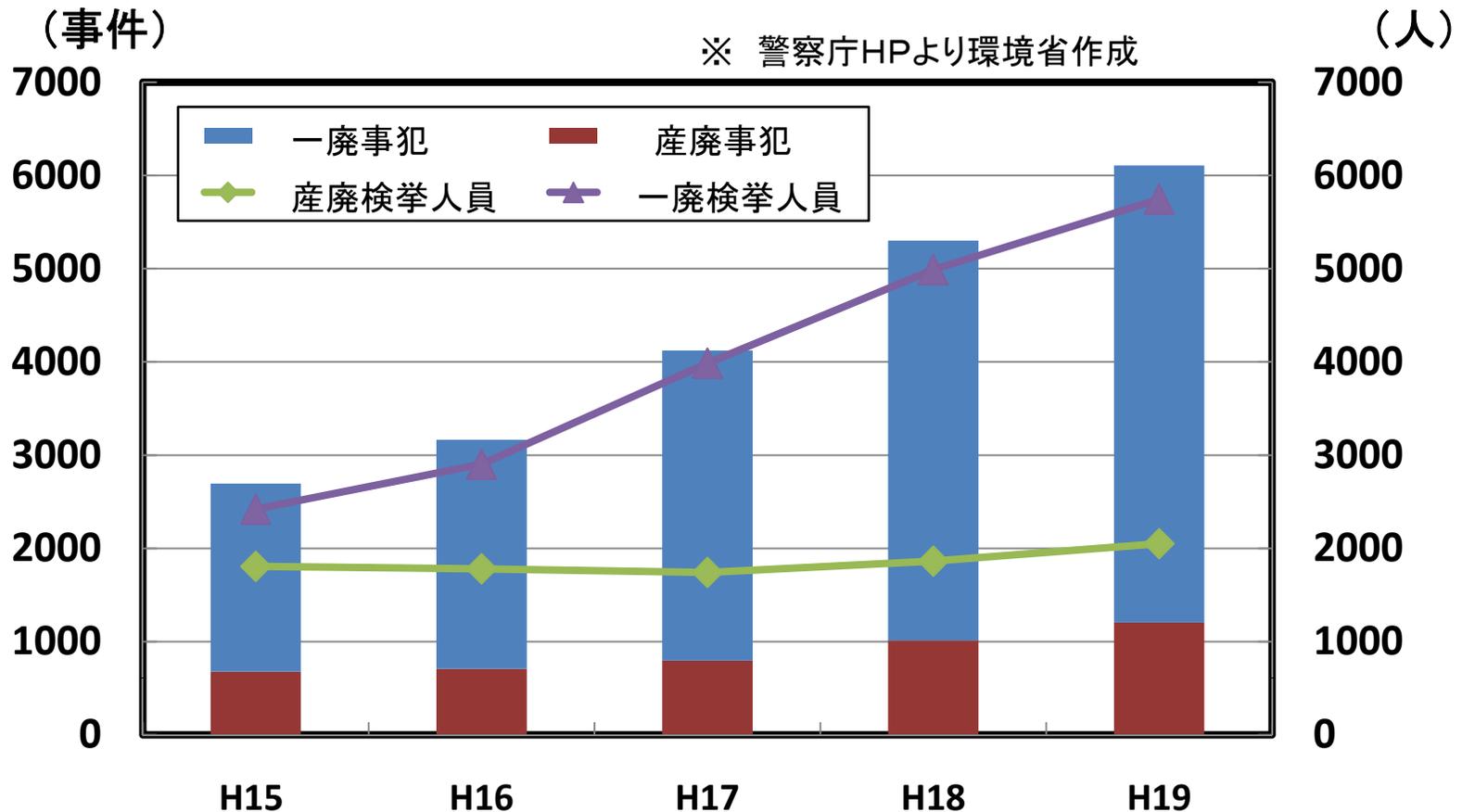
※平成18年4月以前は保健所設置市

廃棄物処理法に基づく許可取消件数の推移



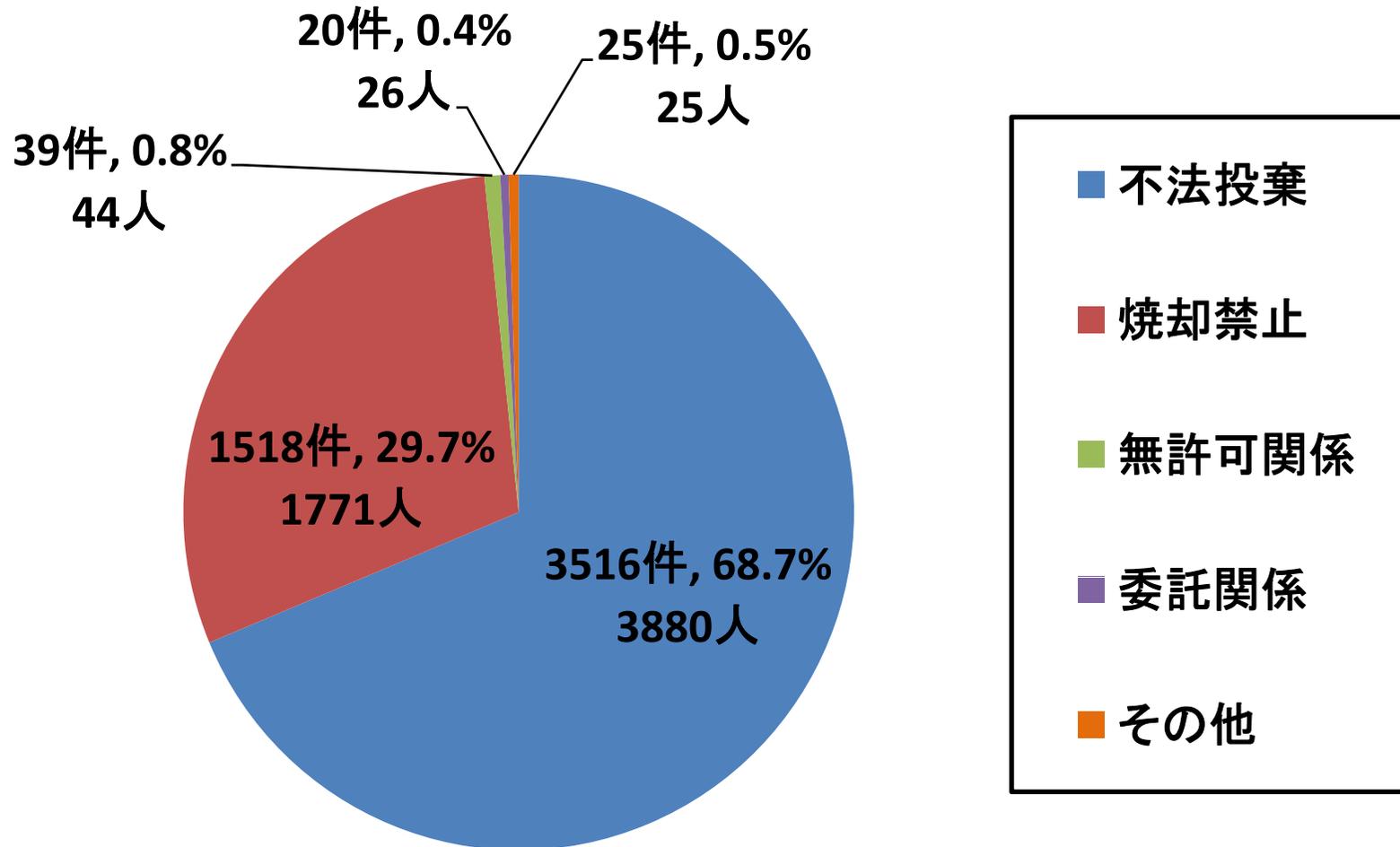
1. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。
2. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。

廃棄物事犯の検挙事件数



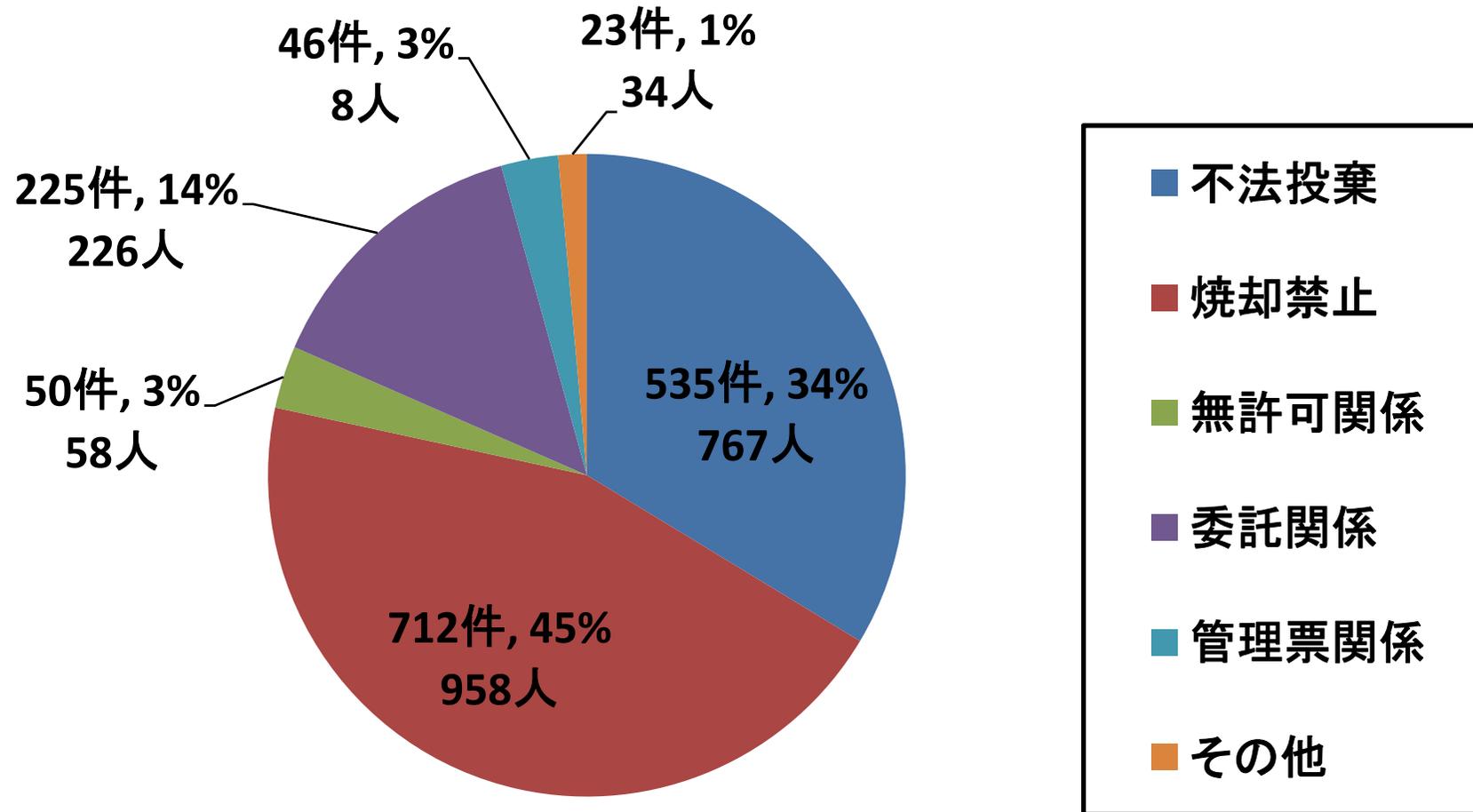
1. 不法投棄事犯等を中心とした廃棄物事犯に対する取締りを強化する「環境犯罪対策推進計画」(平成11年 警察庁)が策定され、本計画に基づく現地レベルでの取組が次第に強化されてきている。
2. 平成12年の廃棄物処理法改正により、不法投棄について一般廃棄物と産業廃棄物の罰則上の区分が無くなり、法の適用が容易となった。

平成19年検挙件数の内訳（一般廃棄物）



一般廃棄物合計： 5118件、5746人

平成19年検挙件数の内訳（産業廃棄物）



産業廃棄物合計： 1591件、2051人

産業廃棄物処理業者優良性評価制度

認定主体：自治体 制度施行：平成17年10月

<優良性評価基準>

- ①遵法性：環境法令による改善命令、措置命令等の不利益処分を受けていないことなど
- ②情報公開性：会社情報、許可の内容、施設の状況、処理の状況、財務諸表等をネットで公開
- ③環境保全への取組：環境マネジメントシステムに係る規格等への適合

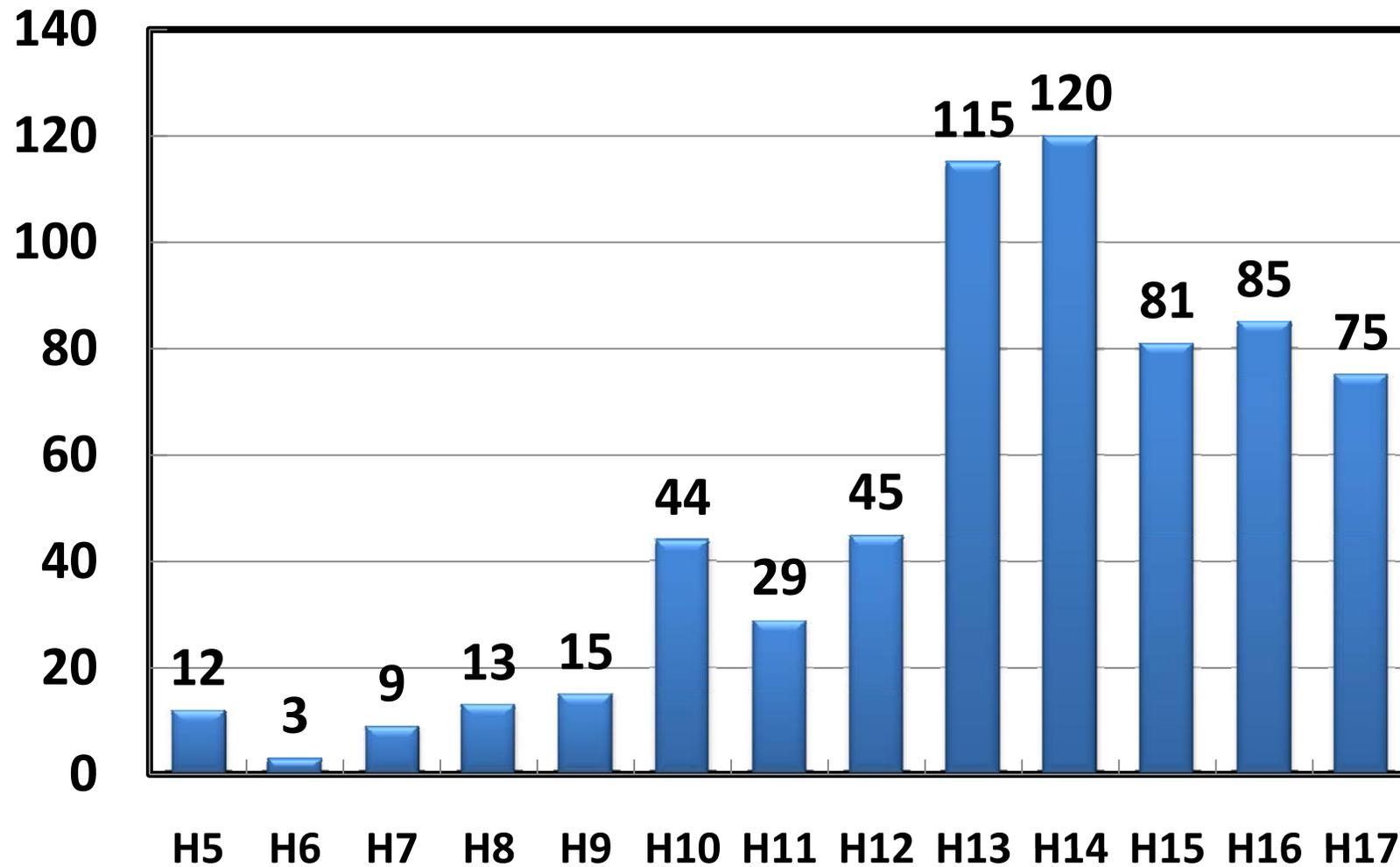
(平成20年10月31日現在)

	許可件数	事業者数
国の制度による適合確認	1,590件	242事業者
都道府県独自の制度による適合確認	570件	149事業者

※ 適合確認されてから把握されるまで数週間程度要するため、数は暫定値です。

産業廃棄物に係る措置命令（19条の5） の発出件数の推移

(件)



2. 適正処理対策

③ 廃棄物処理施設対策

適正な廃棄物処理施設の確保

平成9年～17年の法改正の変遷

平成9年	<ul style="list-style-type: none">・ 施設設置手続きの明確化(生活環境影響調査の実施等)・ 維持管理状況の記録・閲覧制度、最終処分場の維持管理積立金制度の創設・ 焼却施設の構造・維持管理基準の強化・ 最終処分場の裾きり撤廃
平成12年	<ul style="list-style-type: none">・ 施設許可要件に人的要件追加・ 施設許可の取消要件に廃棄物処理法違反等を追加・ 譲受け等の許可制の創設・ 廃棄物処理センターによる産業廃棄物処理施設の整備支援
平成15年	<ul style="list-style-type: none">・ 産業廃棄物処理施設において、処理を行っている産廃と同様の性状を有する一定の一廃を処理する場合に、届出をもって一廃処理施設の設置を可能とする制度の創設
平成16年	<ul style="list-style-type: none">・ 最終処分場跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度創設
平成17年	<ul style="list-style-type: none">・ 最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大

廃棄物処理施設設置許可手続について

申請者

申請に必要な資料

- ・申請書 ー氏名、設置場所 ー施設の設置計画 ー施設の種類 ー施設の維持管理計画 等
- ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書

申請

都道府県・政令市

- ・施設設置に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水に係る調査項目の現況
- ・自然的条件及び社会的条件の現況
- ・生活環境への影響の程度の分析結果 等

公告縦覧手続

- ・施設設置場所、施設種類等の公告縦覧
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の公告縦覧
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・利害関係者は意見書を提出することができる

許可の基準

- ・設置計画及び維持管理計画が周辺の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行うに足りるものであること
- ・申請者が業の許可と同様の欠格要件に該当しないこと

生活環境保全上必要な条件を付することができる。

許可

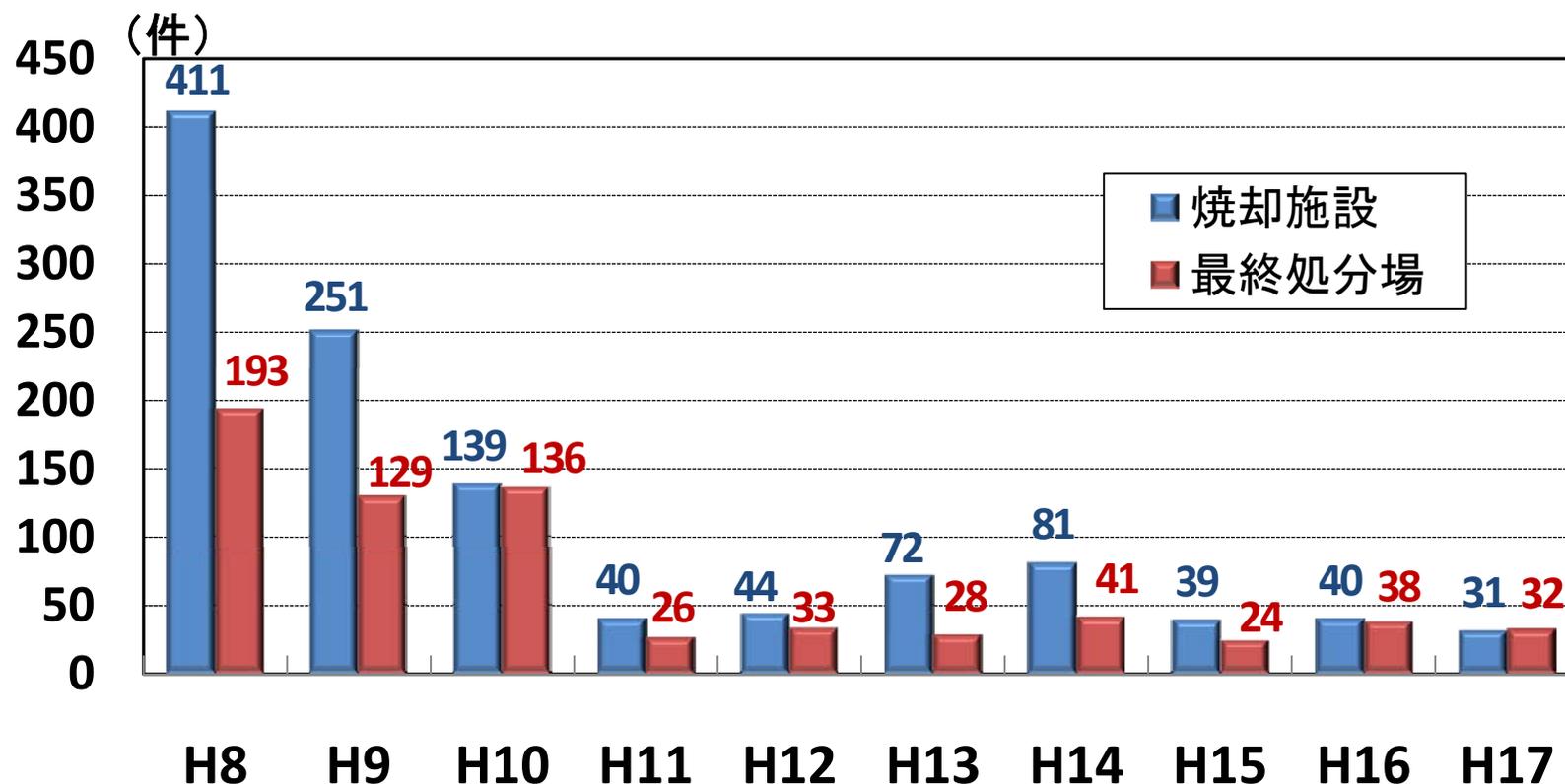
施設建設

使用前検査

稼働

専門的知識を有する者の意見聴取

産業廃棄物処理施設の新規許可件数



○焼却施設

平成9年12月 構造基準及び維持管理基準の強化(ダイオキシン対策)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

○最終処分場

平成9年12月 面積要件の撤廃(規模の裾切りの撤廃)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

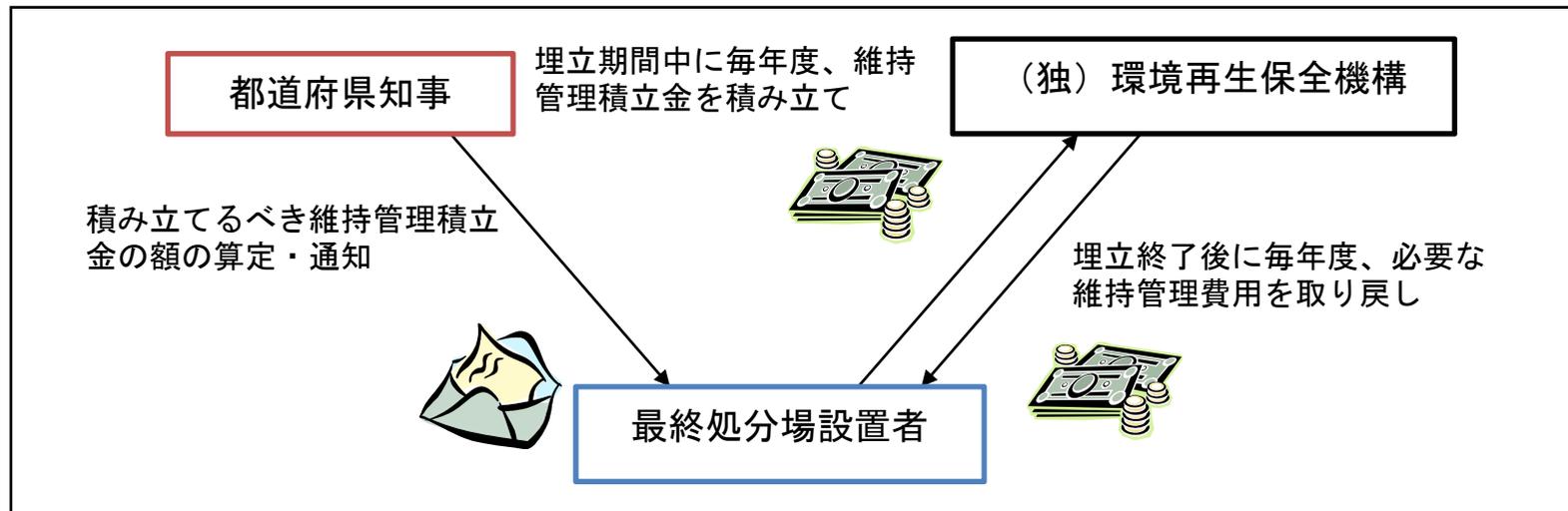
最終処分場維持管理積立金制度

制度の趣旨

最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

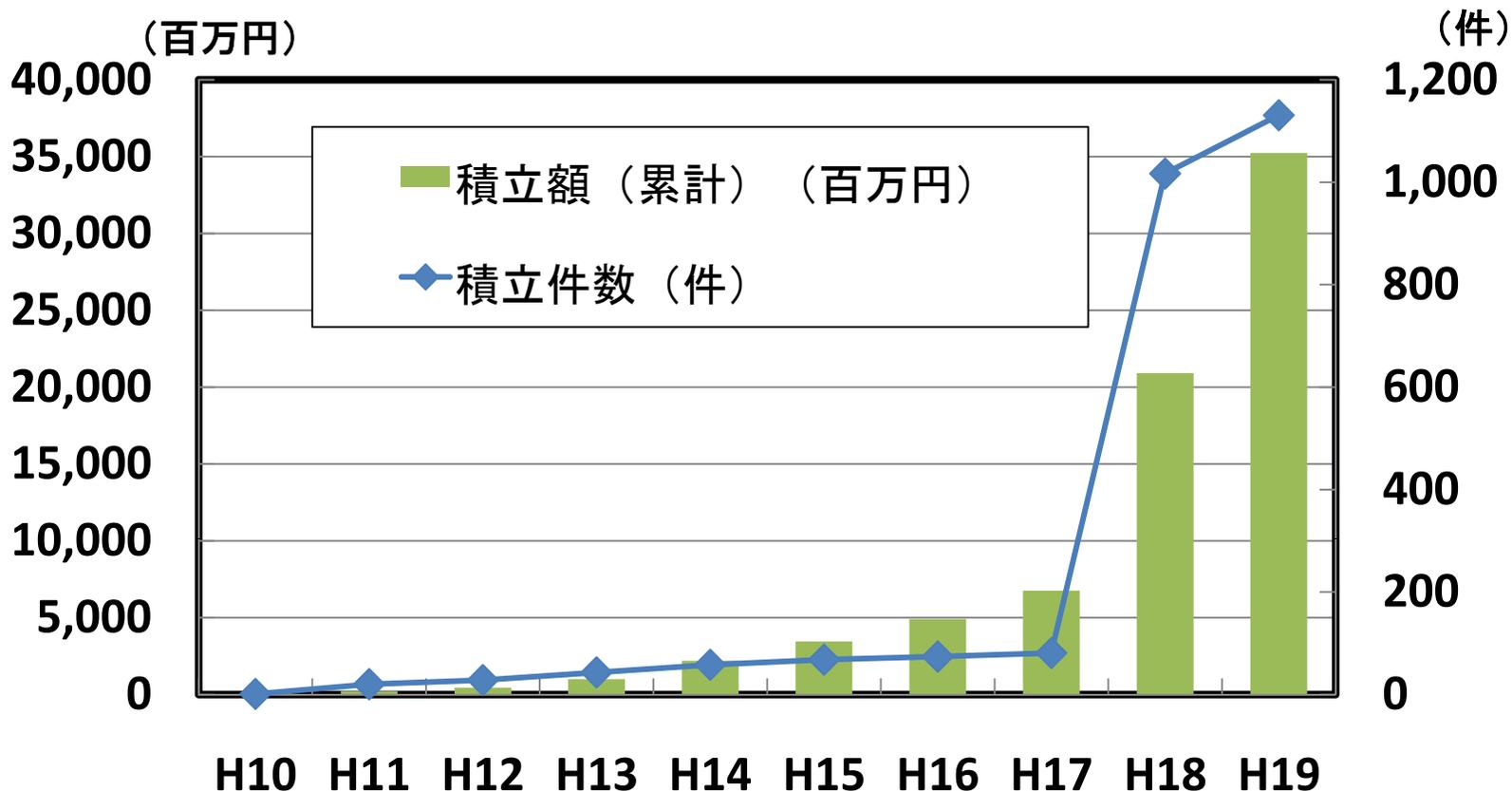
制度の仕組み

- ① 最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。
- ② 最終処分場の設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



最終処分場維持管理積立金の積立状況

○ 積立額(累計)及び積立件数

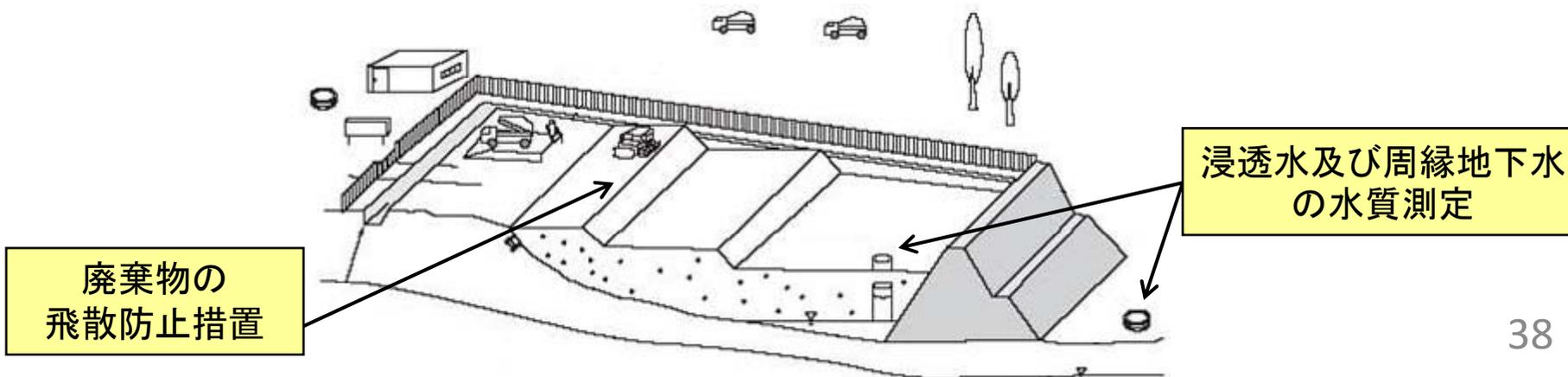


○ 平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度の対象を全ての許可処分場に拡大

最終処分場が放置され問題となった事例について

- A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を行ったところ、著しい容量超過が判明。
- A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無く休眠状態に。
- A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
 - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
 - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
- A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について維持管理積立金を取り戻すことができない。

※ 同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。



安定型最終処分場を巡る課題

- 安定型処分場においては、管理票制度や展開検査の実施による、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物の厳格な分別が困難であり、それにより地下水の汚染等、生活環境の保全上支障を生ずる可能性があるとの指摘がなされている。下記の安定型処分場建設等差止請求事案においては、建設の差止めが認められている。

千葉県富津市の安定型最終処分場建設等差止請求事案

- 地裁判決「被告は、原告(一部)に対し、別紙物件目録記載の各土地について、産業廃棄物最終処分場を建設、使用、操業してはならない。」
- 高裁は地裁判決を支持(一部補正)、最高裁は上告を棄却。

茨城県水戸市の安定型最終処分場建設等差止請求事案

- 地裁判決「被告は、別紙物件目録記載の土地について、産業廃棄物最終処分場を建設、使用、操業してはならない。」
- 高裁「原判決は相当」、最高裁は上告を棄却。

廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

- 19法人を指定(平成20年9月現在)
- うち、10法人の処理施設が稼働

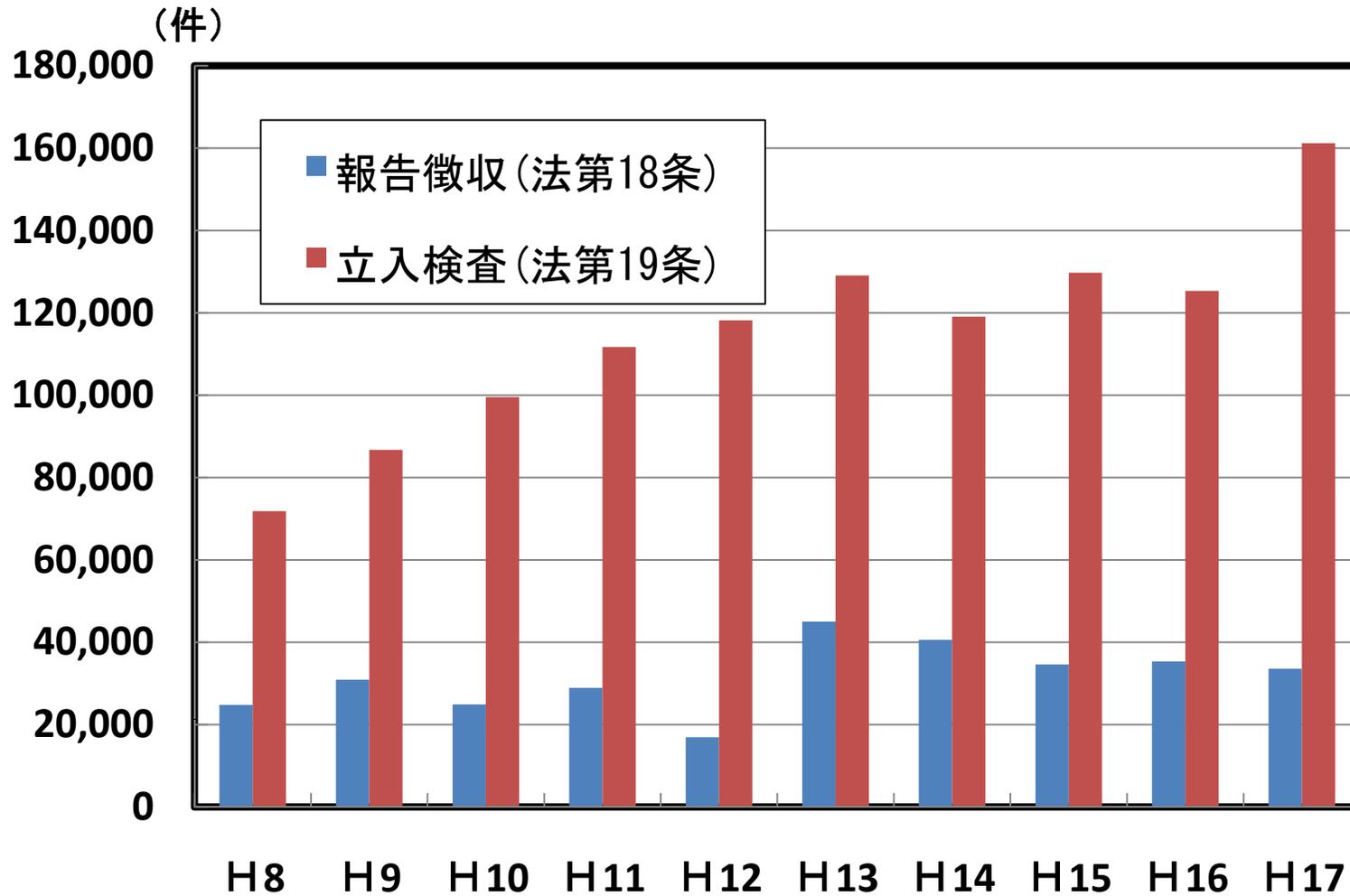
都道府県	法人名	指定日	事業実施状況
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	H5.1.7	最終処分場、焼却施設、 破砕施設が稼働(H7.9～)
大分県	(財)大分県環境保全センター	H5.3.11	建設廃材破砕施設、As再生 施設が稼働(H6.11～)
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	H5.11.25	焼却施設が稼働 (H12.1～)
香川県	(財)香川県環境保全公社	H6.3.14	—
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	H6.6.29	焼却施設、最終処分場等 が稼働(H11.4～)
高知県	(財)エコサイクル高知	H6.8.1	最終処分場を建設中 (H19年度～)
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	H7.11.27	最終処分場が稼働 (H13.10～)
三重県	(財)三重県環境保全事業団	H11.11.22	焼却施設が稼働 (H14.12～)
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	H12.11.2	焼却施設が稼働 (H13.6～)
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	H12.12.20	最終処分場、焼却施設等 が稼働(H17.11～)

都道府県	法人名	指定日	事業実施状況
島根県	(財)島根県環境管理センター	H12.12.20	最終処分場が稼働 (H14.4～)
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	H13.12.17	最終処分場、焼却施設 が稼働(H17.8～)
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	H14.3.11	最終処分場、焼却施設等 を建設中(H15年度～)
山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	H14.11.25	最終処分場を建設中 (H18年度～)
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	H14.11.25	最終処分場の稼働を予定 (H20年度～)
和歌山県	(財)紀南環境整備公社	H17.12.1	最終処分場の 建設を予定
愛知県	(財)愛知臨海環境整備センター	H18.6.14	最終処分場の建設を予定 (H20年度～)
岩手県	いわて県北クリーン(株)	H18.10.30	焼却施設を建設中 (H19年度～)
熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	H20.3.17	最終処分場の 建設を予定

2. 適正処理対策

④ 不法投棄対策

報告徴収・立入検査の状況について



不適正処理による罰則と不法な収入

■青森・岩手県境不法投棄事案

<概要>

青森県の排出事業者が、埼玉県の産業廃棄物処理業者と共謀し、青森県と岩手県に跨る事業場敷地内にごみ固形化物等の産業廃棄物を不法投棄した事案

<罰則>

- ・両法人にそれぞれ罰金2,000万円
- ・処理業者の代表取締役に罰金1,000万円

<不法な収入>

不法投棄行為者が受け取っていた処理料金は約5,000円/t。

不法投棄量が約86万tであることから、不法な収入は約43億円程度と推定

不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月15日策定)

1. 不法投棄の現状

■不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、近年40万t前後(1,000件前後)で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

■不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その未然防止を図ることが不可欠。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

■地域における意識の向上

身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

■廃棄物処理体制の強化

受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

■制度を支える人材の育成

優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

※ 当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」 44

産業廃棄物適正処理推進センターの支援

平成9年6月の廃掃法改正により、産業廃棄物の適正処理確保のための事業者の自主的な活動を推進することを目的として指定した法人であり、産業廃棄物適正処理推進基金の運営等を行っている。

不法投棄等の不適正処分

【廃棄物処理法上の処理基準（法第12条第1項又は法第12条の2第1項）に違反する処分】

生活環境の保全上の支障
又は生ずるおそれ

都道府県知事等による措置命令（支障の除去等を命令）

【法第19条の5：処分者、委託基準違反の排出事業者等】
【法第19条の6：注意義務違反の排出事業者等】

原因者による支障の除去等

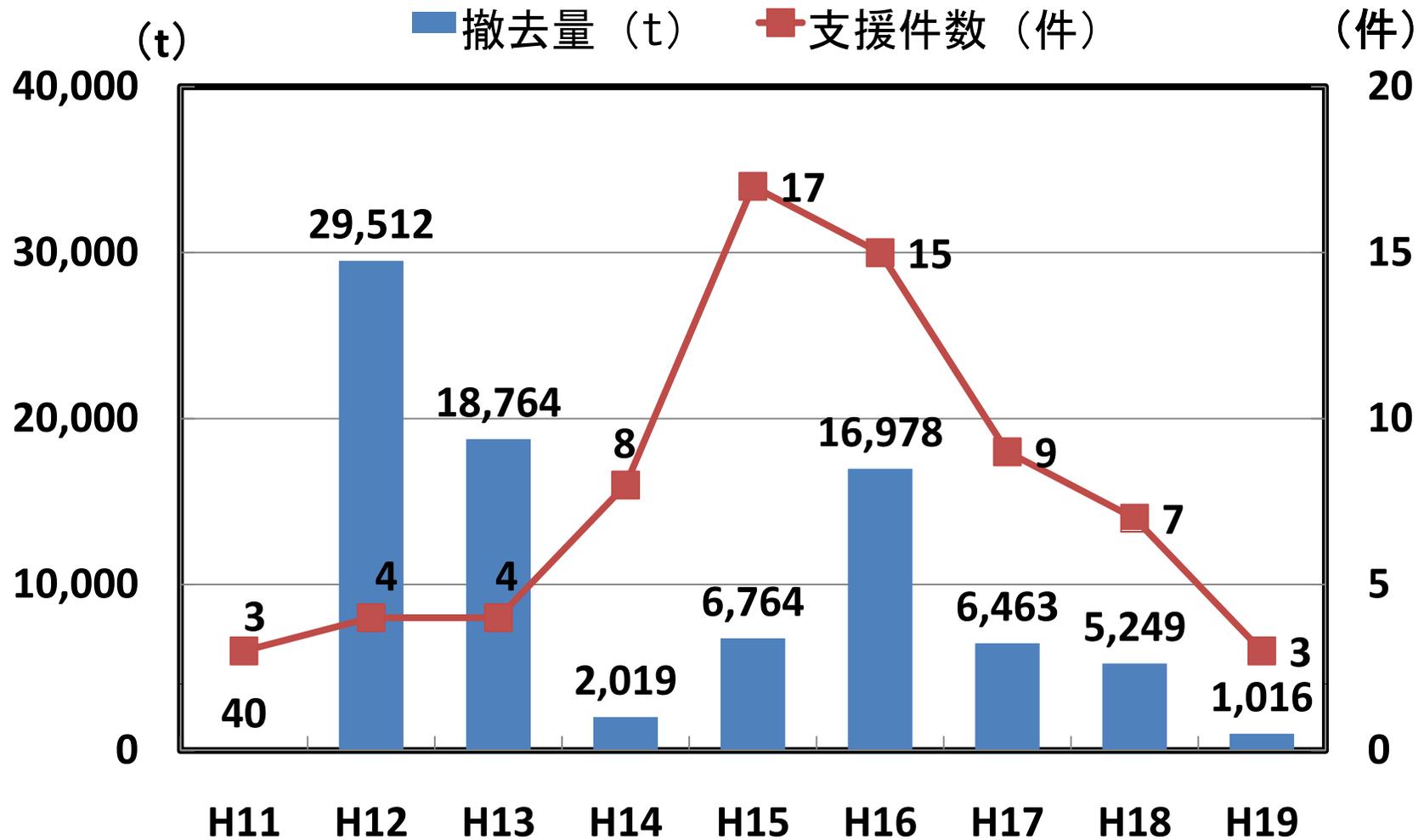
（原因者による支障の除去等がなされない場合）

都道府県等による行政代執行（知事等の裁量。費用は原因者に求償） 【法第19条の8】

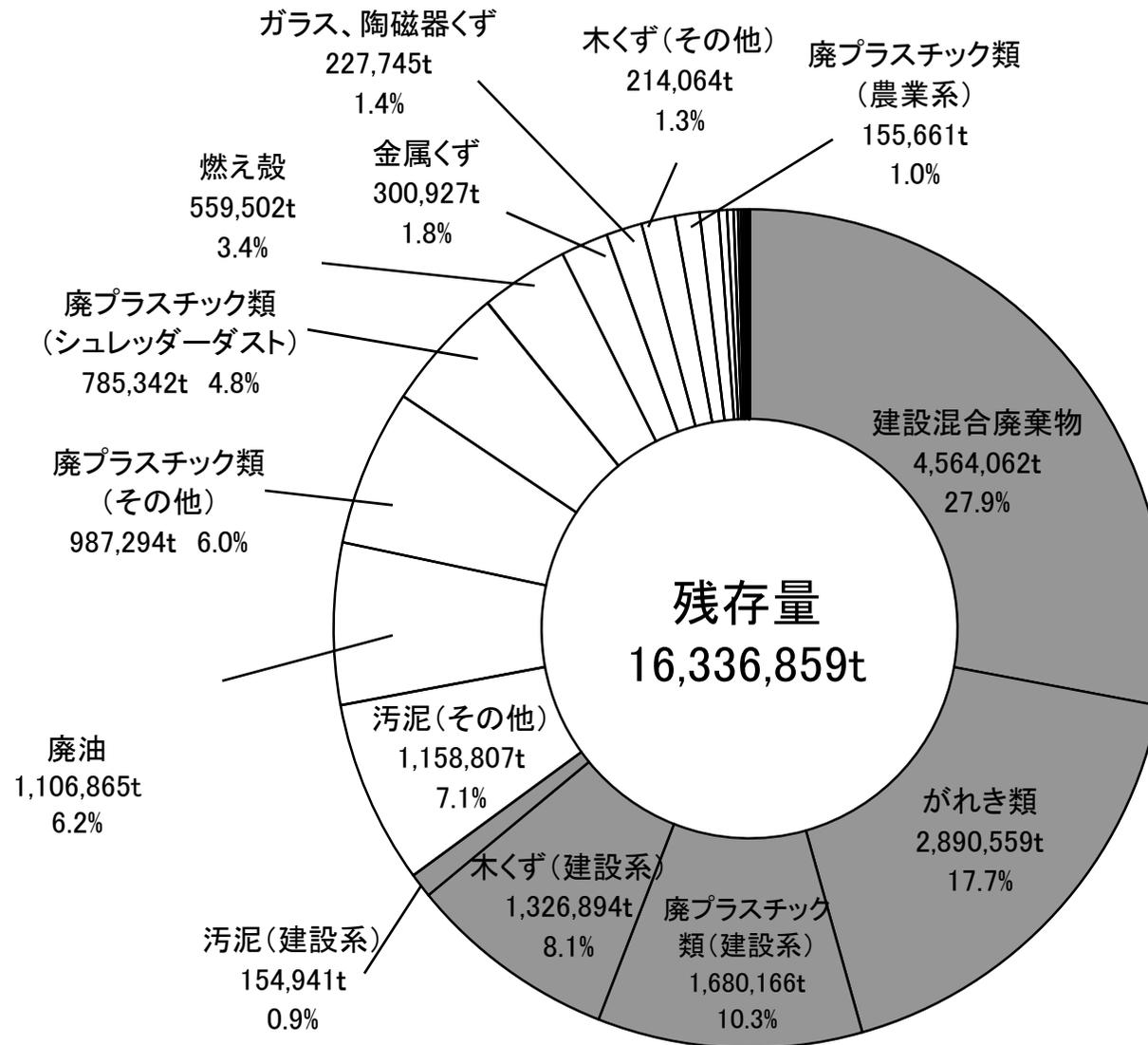
（都道府県等が要した費用について支援）

産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支援
（改正法施行（平成10年6月）以降のもの）

産業廃棄物適正処理推進センターによる支援の実績



不法投棄残存量（平成19年度末時点）



非建設系廃棄物計
5,720,237t 35.0%

建設系廃棄物計
10,616,622t 65.0%

3. 廃棄物処理法の活用による 3Rの推進

減量・再生利用の取組体系

廃棄物処理法

多量排出事業者処理計画制度

産業廃棄物を多量に排出する事業者等による減量その他の処理計画の策定

再生利用認定制度

生産設備等を活用した再生利用を促進するための、環境大臣による認定制度

広域認定制度

製造事業者等による広域的な再生利用等を促進するための、環境大臣による認定制度

各種リサイクル法等

容器包装、食品、家電、建設、自動車リサイクル法

物品の性質に応じた個別リサイクル制度

資源有効利用促進法

使用済物品や副産物も含め、資源の有効利用を図るための省資源化、再資源化等の自主的取組を促進

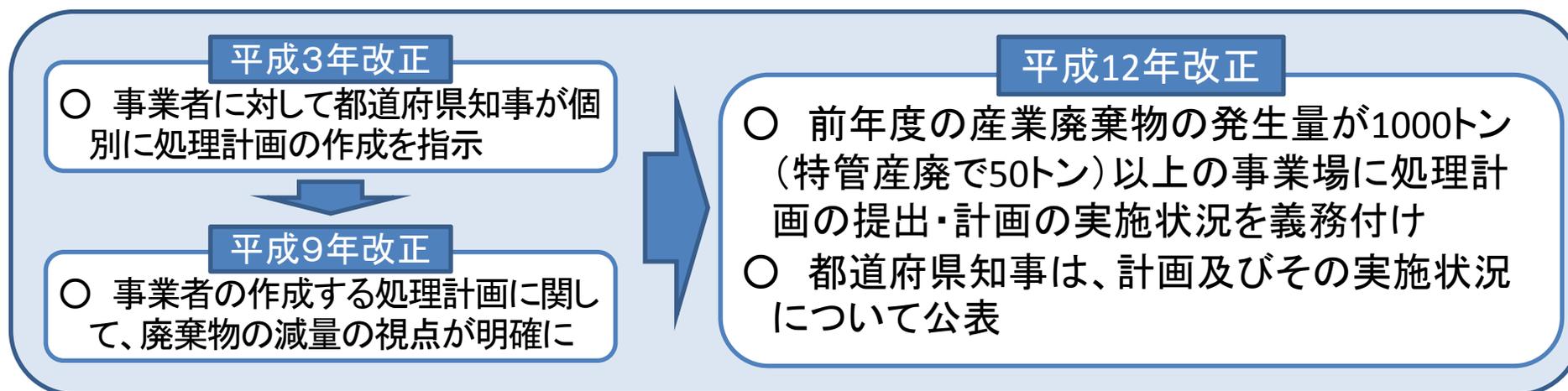
グリーン購入法

国等によるリサイクル製品等の環境配慮物品の調達を促進

3Rについての普及啓発

国民運動や各種イベント、シンポジウム、モデル事業等の実施

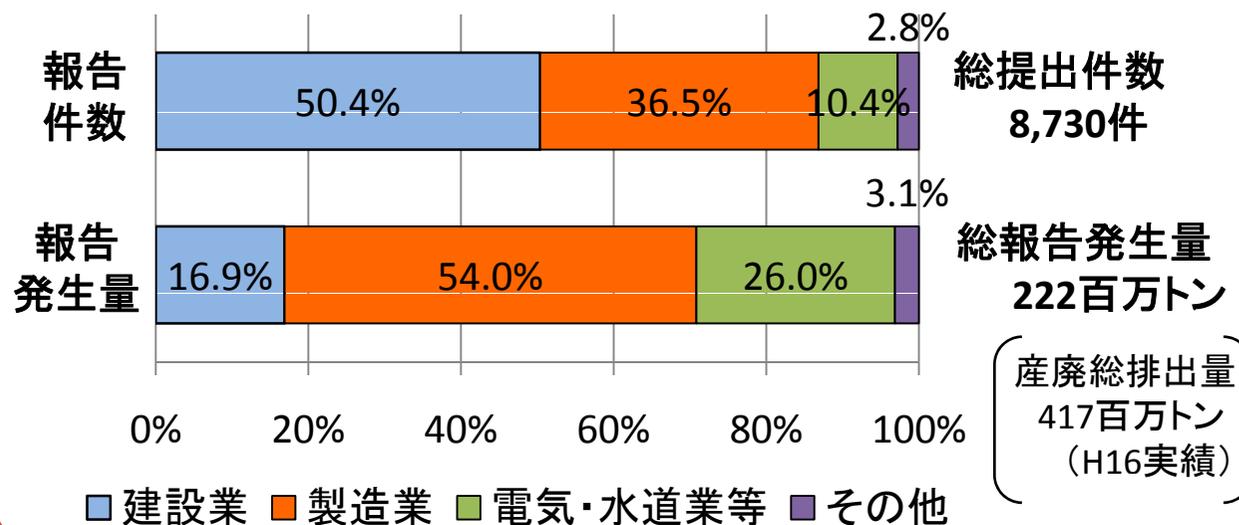
多量排出事業者処理計画の概要と取組状況



処理計画の基準

- 当該事業場の事業概要を記載すること
- 以下の事項を定めること
 - ・ 計画期間
 - ・ 処理に係る管理体制に関する事項
 - ・ 排出抑制・分別・再生利用・処理に関する事項
- 前年度の発生量・本年度の目標量を記載すること

平成16年度多量排出事業者処理計画実施状況報告



再生利用認定制度（平成9年～）

制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
 - ・処理施設の設置が非常に困難
- ↑
- ・再生利用の大規模・安定的な推進

生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

制度の概要

認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

認定品目

廃ゴム製品
 廃プラスチック類
 シリコン汚泥
 廃肉骨粉
 廃木材（一廃）
 建設汚泥（産廃）

【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物
 （バーゼル規制対象物）
 非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

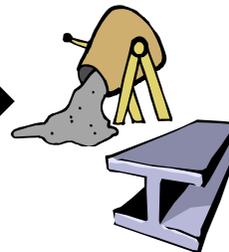


原材料として投入



生産設備等
 （製鉄所、セメントキルン等）

再生利用

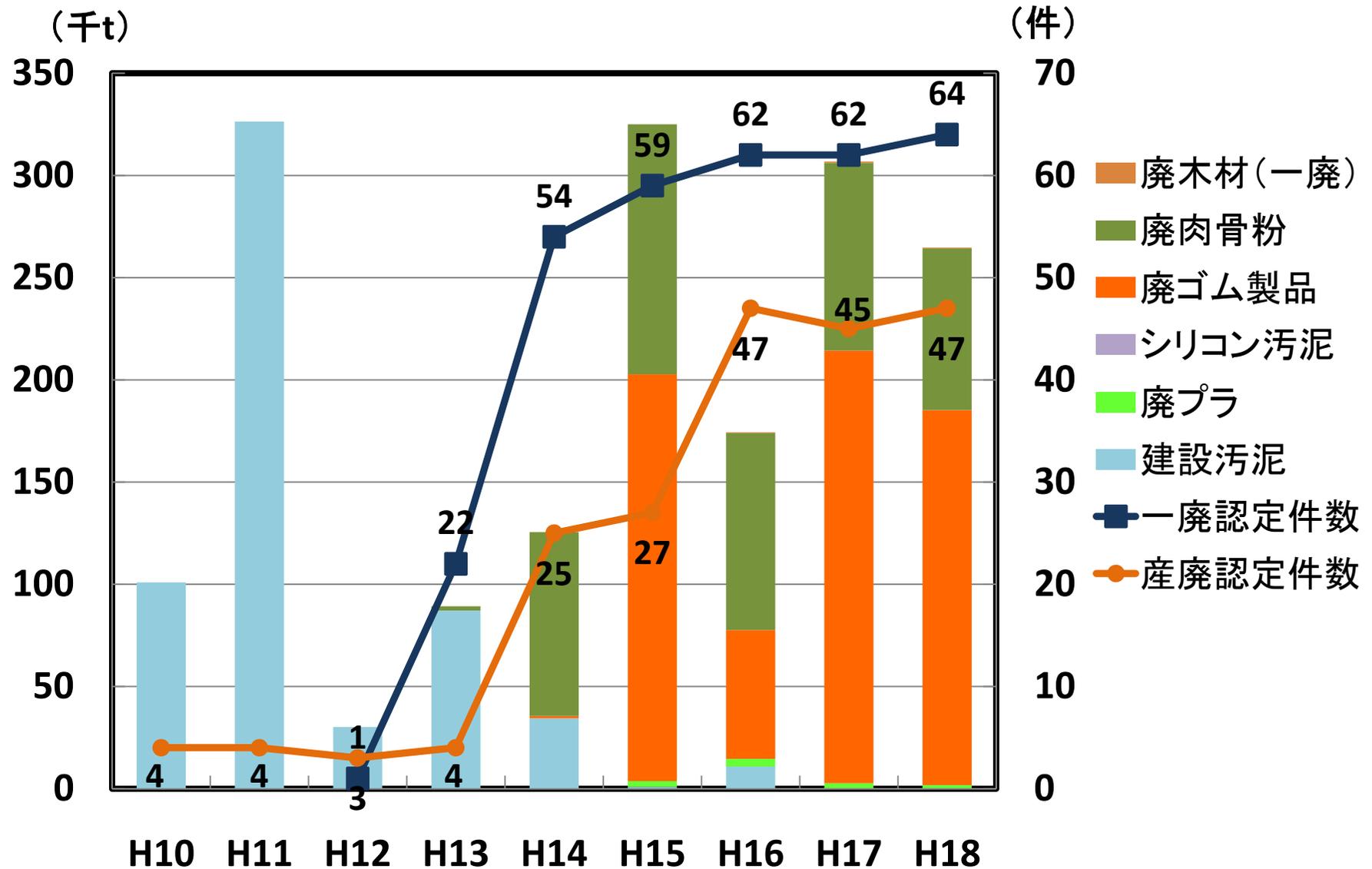


製品（鉄、セメント等）

認定実績（H20年10月末）

一般廃棄物：64件
 産業廃棄物：46件

再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



広域認定制度（平成15年～）

制度の趣旨・背景

- ・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの（製造事業者等）が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。
- ・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

制度の概要

認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

認定品目

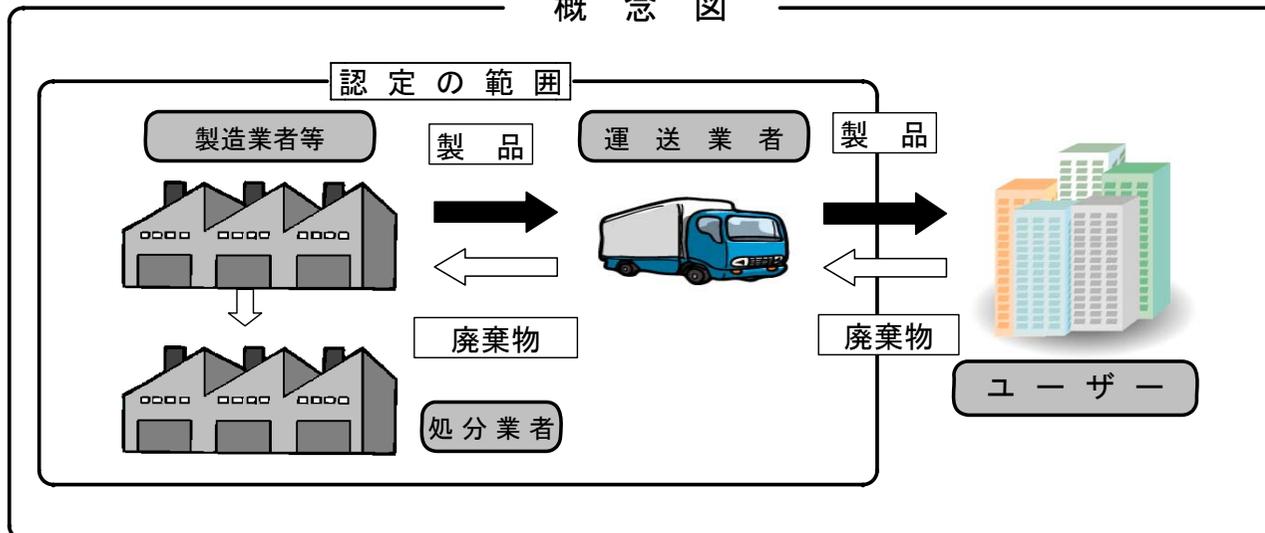
一般廃棄物：品目を限定

廃スプリングマットレス、廃消火器、廃開放型鉛蓄電池等

産業廃棄物：品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・自動二輪車、建築用複合部材等

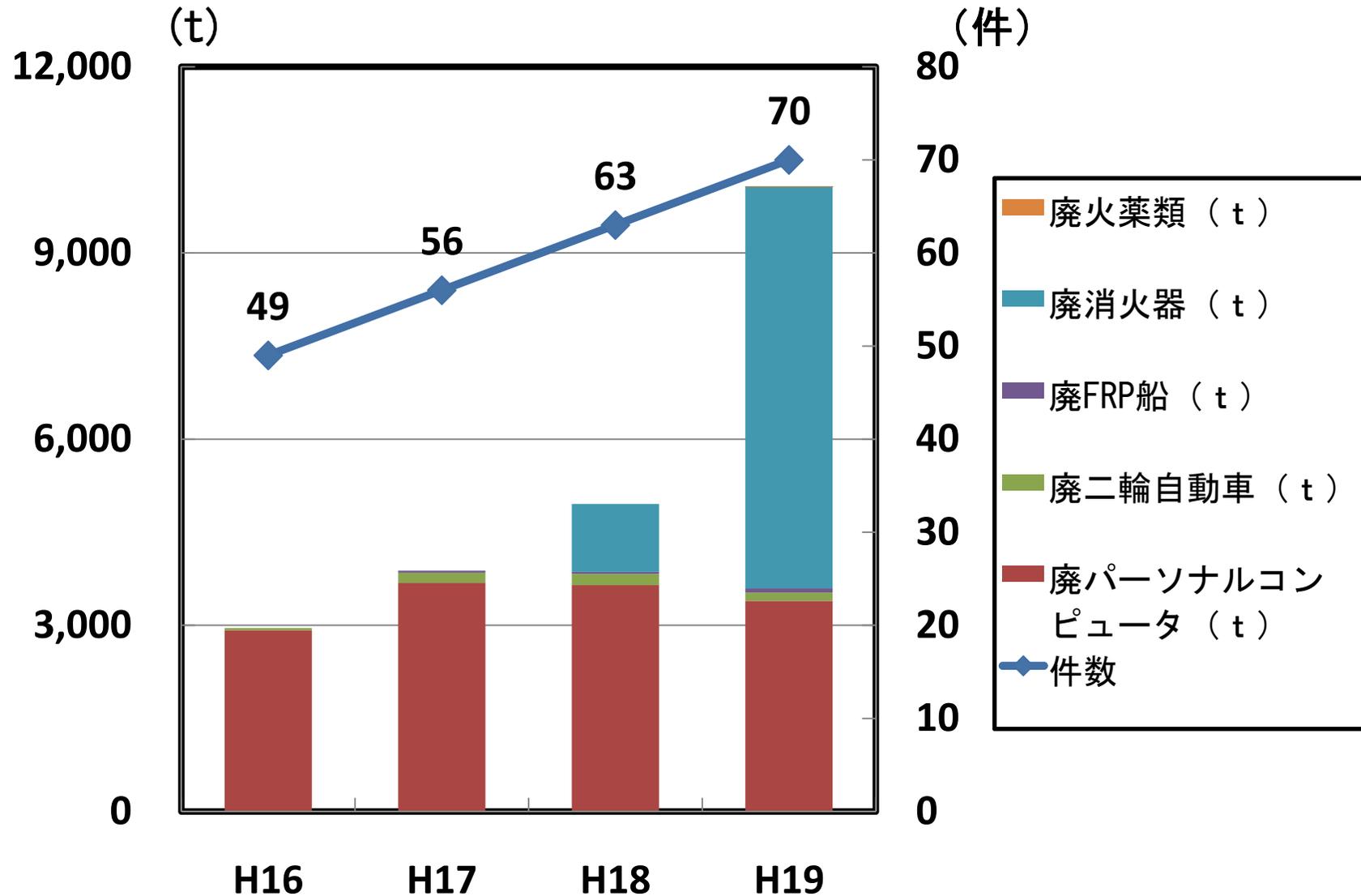
概念図



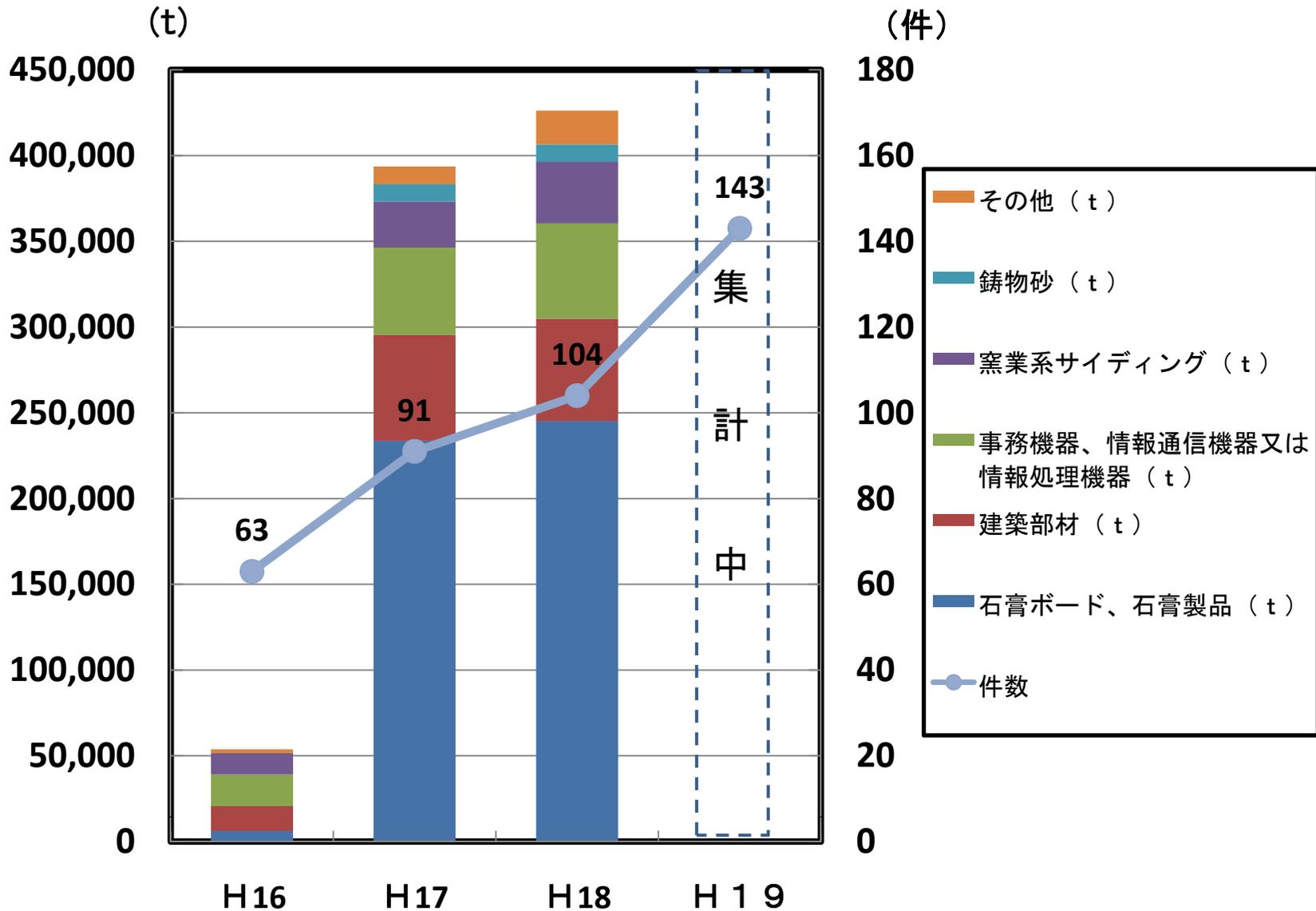
認定実績(H20年10月末)

一般廃棄物：72件
産業廃棄物：152件

一般廃棄物における広域認定の認定件数と 処理量の推移



産業廃棄物における広域認定の認定件数と処理量の推移

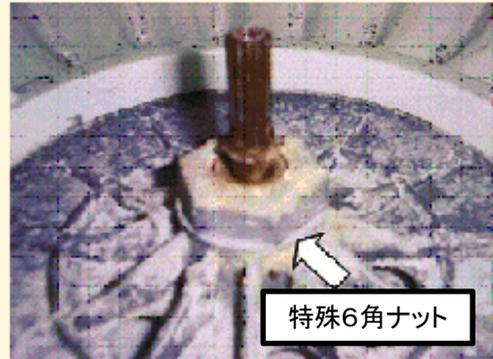


環境配慮設計の例

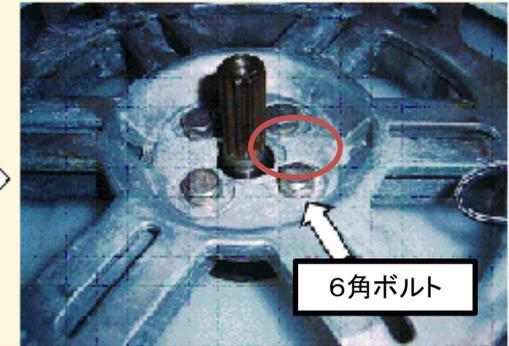
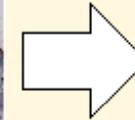
環境配慮設計とは

製品等の設計段階において、リサイクル時の解体性や再資源化の可能性を向上させるような配慮を行う設計手法を、リデュース・リユースの技術と併せて環境配慮設計と呼ぶ

洗濯機のパルセータユニット



特殊六角ナット

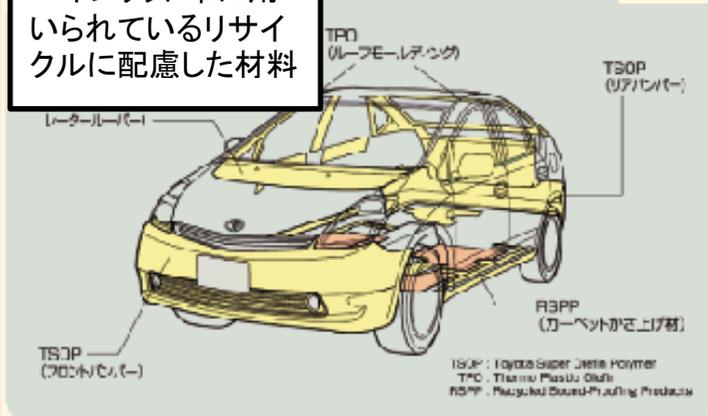


六角ボルト

一般の工具で分解できる六角ボルトにした

分解のために特殊サイズの工具を準備する必要があった
資料:三菱電機(株)

ハイブリッド車に用いられているリサイクルに配慮した材料



リサイクルに配慮したリサイクル材・再生可能資源の採用をはじめ、「解体性向上マーク」の表示など、ボディ部分に解体しやすい構造を採用している例
資料:トヨタ自動車

上記の事例のほか、

- 材料の統一
- ネジ数の削減
- 部品交換を容易にできる設計による長寿命化
- 含有化学物質の管理
- 梱包材の削減

など、各種の取組が行われている。

(参考:平成19年度版 環境・循環型社会白書)

パソコンリサイクルにおける情報漏洩対策

- (社)電子情報技術産業協会 (JEITA) では、2002年8月にパソコン廃棄時のデータ消去に関するガイドラインを策定。HDD内のデータ消去に対するパソコンメーカー業界の基本認識は下記のとおり。

HDD内データ消去というのは、あくまでもユーザーの責任である

HDD内のデータ消去の重要性をユーザーに認識してもらう啓発努力はパソコンメーカーの責任である。

具体的な啓発活動の例

- webサイト、製品カタログ、ユーザーマニュアル、契約書等での注意喚起
- パソコン廃棄処理の受付時の注意喚起

(参考) (社)電子情報技術産業協会
「パソコンの廃棄・譲渡時におけるハードディスク上のデータ消去に関するガイドライン」

- パソコンのリサイクルを行っている企業によるデータ消去の取組の一例

データ消去への取組

- 入退室管理・監視システムを導入した、データ消去作業専用の情報セキュリティスペースを設置
- 専用ソフトもしくは物理破壊により、HDDのデータを消去
- 「データ消去作業完了証明書」を発行し、責任を明確化

4. その他

①地方自治体の運用

地方自治体の運用について

「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」（引用）
（平成14年 中央環境審議会 意見具申）

現状の認識(当時)

住民同意

- 同意を得る住民の範囲を巡る問題や、同意に際しての不透明な金銭授受を巡る問題の発生による地域コミュニティの破壊が生じるという問題が発生
- 施設の設置ができず、適正な処理の確保が困難となる懸念

流入規制

- 適正な処理業者でも扱う産業廃棄物の量が制約される一方で、処理業者の扱わない産業廃棄物が結果として不適正な処理のルートに向かうことになりかねない

見直しの方向性

- 産業廃棄物分野の構造改革の推進、マニフェストによる排出事業者責任の徹底強化等により、これらの運用の原因となった根本的な問題の解決が必要
- 優良業者の活動を阻害するなど産業廃棄物分野の構造改革に逆行するような行政指導についてはその考え方を転換し、優良な処理事業が地域に受け入れられ、地域に貢献するビジネスとして成立・成長できるようにすることが必要
- こうしたことを踏まえ、産業廃棄物分野の構造改革を強力に進めていく中で、その手段の一つとして産業廃棄物行政に税という手法を位置づけていくことが有意義

産業廃棄物に係る都道府県の法定外税

平成12年に創設された法定外目的税として、これまでに27の都道府県において産業廃棄物の処分等に係る税が導入されている。 平成20年4月1日現在

都道府県	課税客体	課税標準	納税義務者	税率	施行年月日	18年度決算額(百万円)	備考
三重県	①中間処理施設への搬入 ②最終処分場への搬入	①当該産業廃棄物の重量 ②当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	1,000円/トン	平成14年4月1日	246	1,000トン未満免税
滋賀県					平成16年1月1日	111	500トン未満免税
岡山県	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	1,000円/トン	平成15年4月1日	802	
広島県					平成15年4月1日(平成20年4月1日)	926	自社処分は原則課税免除
鳥取県					平成15年4月1日(平成20年4月1日)	6	自社処分は原則対象外 下水処理に伴う汚泥等は非課税
青森県					平成16年1月1日	90	県が供給する工業用水で、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税
岩手県						93	
秋田県					平成16年4月1日	390	公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/トン
奈良県						190	
山口県					平成16年4月1日	223	自社処分は原則課税免除
新潟県					平成16年4月1日	227	
京都府						89	
宮城県					平成17年4月1日	387	
島根県						150	
熊本県					平成18年4月1日	172	
福島県						380	自社処分は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2
愛知県					平成18年4月1日	518	自社処分は500円/トン
沖縄県						71	
北海道	平成18年10月1日	104	平成18、19年度は暫定税率を適用				
山形県		45					
愛媛県	平成19年4月1日	平年度見込額 264	自社処分は500円/トン 平成19～21年度は暫定税率を適用				
福岡県	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	焼却施設: 800円/トン 最終処分場: 1,000円/トン	平成17年4月1日	335	
佐賀県						127	
長崎県						160	
大分県						334	
鹿児島県						111	
宮崎県						260	

再委託について

原則禁止とされている趣旨

廃棄物処理法においては、委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に委託(再委託)する行為は、以下の理由から、原則禁止とされている。

- 廃棄物処理業者は、委託を受けた廃棄物の処理を自ら行うことを前提として許可を受けているものであり、その処理業務を更に他人に委託することは許可制度の趣旨からして望ましいことではないこと
- 排出事業者から委託された廃棄物が再委託されることは、その処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあること

法律上認められている再委託

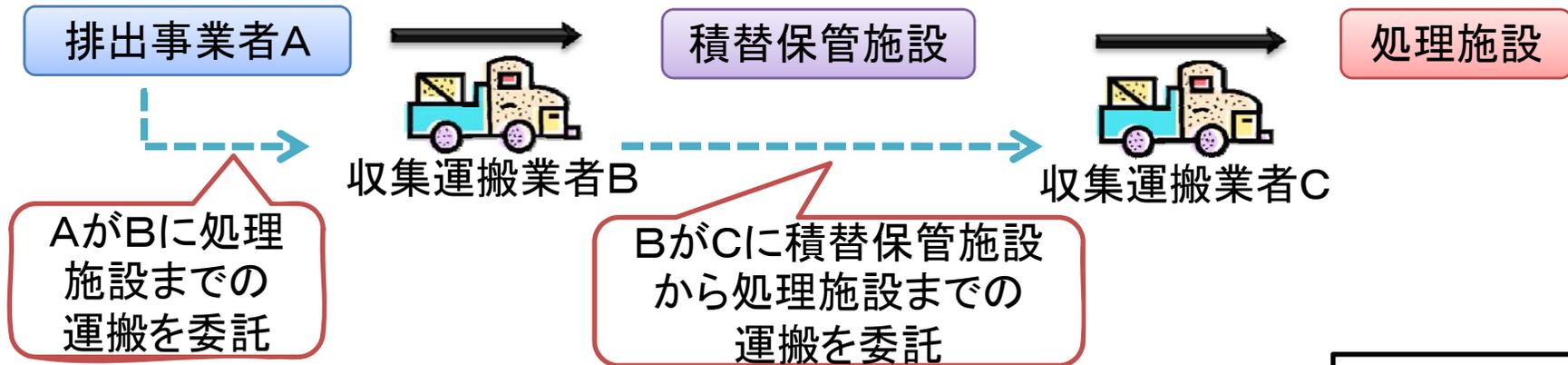
再委託基準に適合する再委託については、原則禁止とする目的に反しないものとして認められている。

<再委託基準>

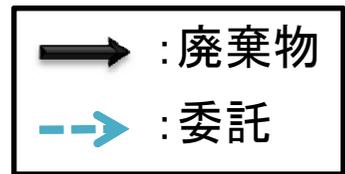
- ・ あらかじめ排出事業者に対して、①再委託しようとする者の氏名、②その再委託が委託基準に適合するものであることを明らかにし、排出事業者の書面による承諾を受けていること
- ・ 委託契約書を再受託者に交付すること
- ・ 委託基準を遵守していること

再委託と区間委託の違いについて

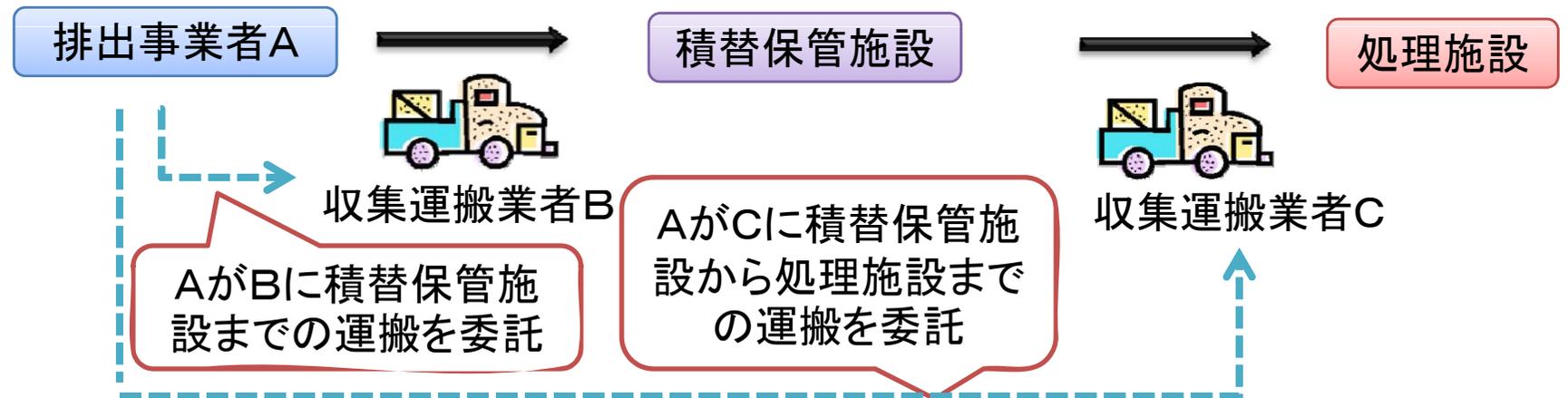
再委託



再委託を行う場合は、委託基準・再委託基準を遵守する必要がある



区間委託



区間委託は再委託にはあたらない

4. その他

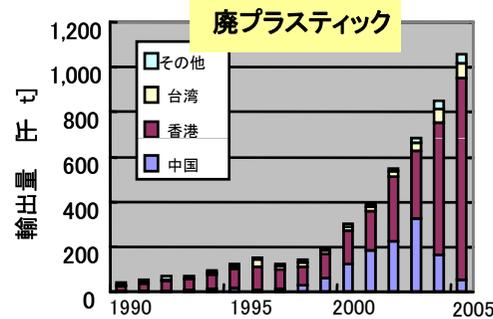
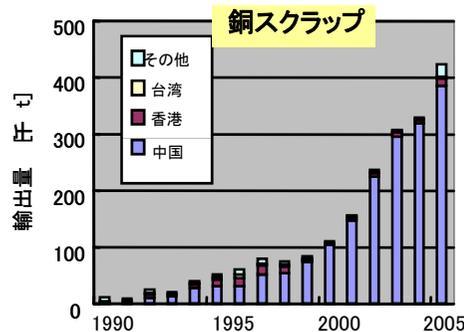
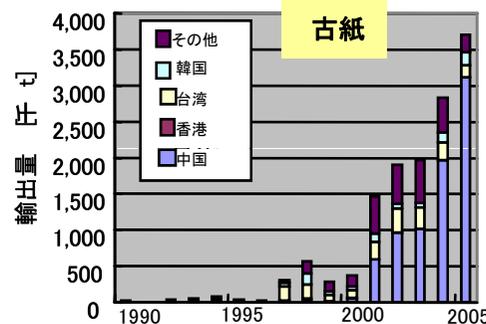
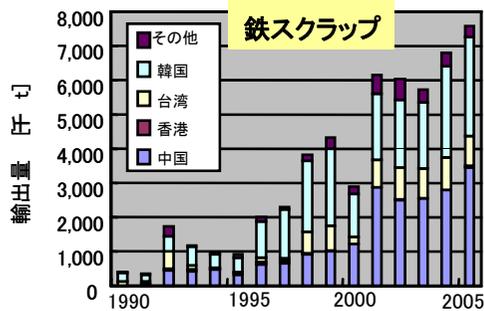
②廃棄物の輸出入

国際的な資源循環の状況

循環資源の国際的な動き

現状：アジアをはじめとする各国の経済発展による世界全体での廃棄物の発生量の増加
 リサイクルの進展や資源需要の増加による循環資源の越境移動量の急激な増加
 →循環資源の不適切な処理・循環的利用による環境被害の可能性（E-waste問題等の発生）

循環資源の輸出の推移



出典：財務省貿易統計

アジアにおける廃棄物処理の現状

中国

1995年から2004年の過去9年間に廃棄物発生量が約1.8倍に増加。

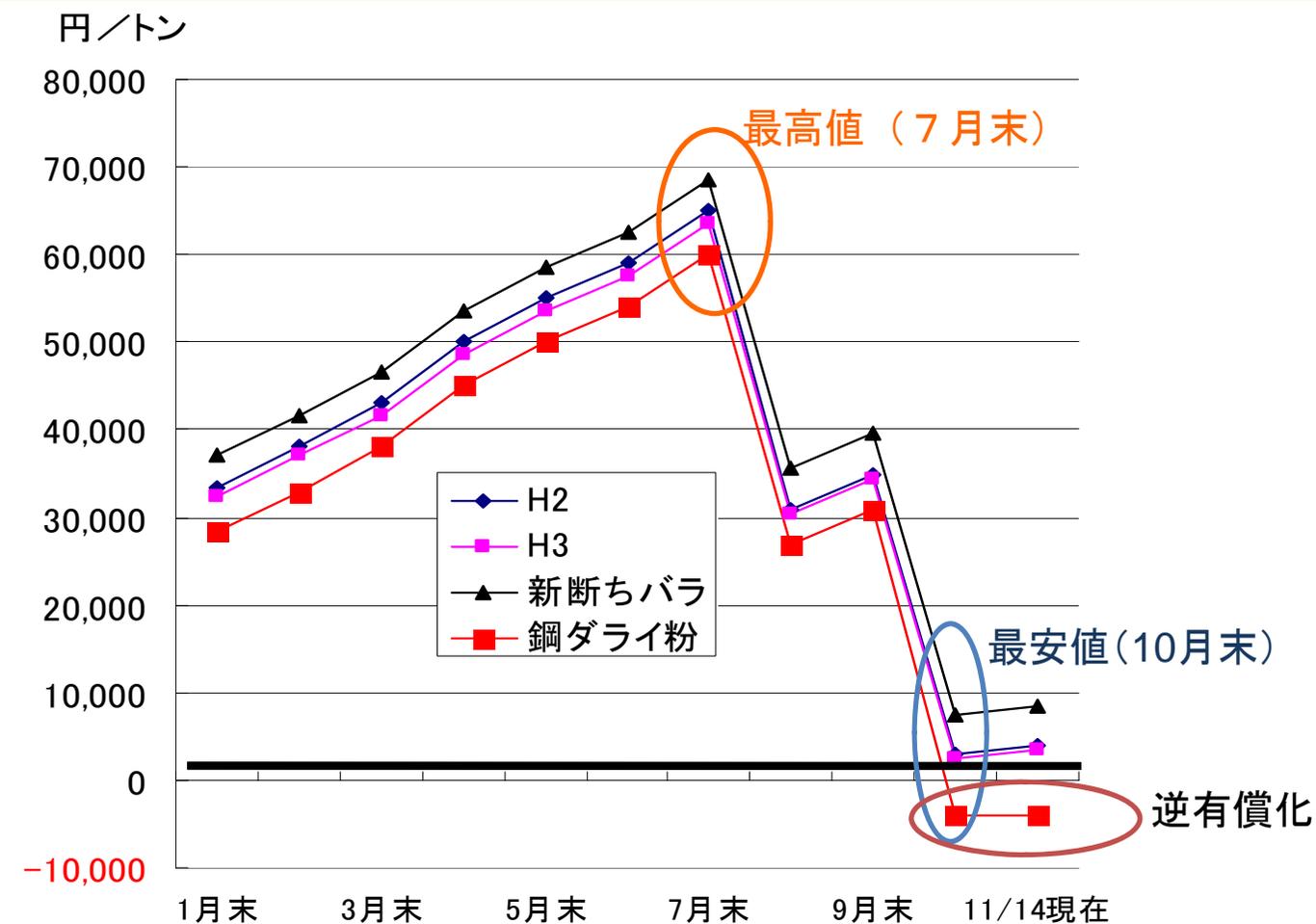
OECDが実施した環境政策レビューにおいて、中国に対し、循環経済に向けた取組の強化、廃棄物処理施設の整備や廃棄物の回収・再利用・再生利用のシステムの構築などを勧告。(2006年)

インドネシア

バンドン市などの廃棄物が運ばれていた最終処分場が、2005年2月、豪雨の後に崩落。147名の死者を出す惨事となった。

国際取引市場における鉄スクラップの価格変動

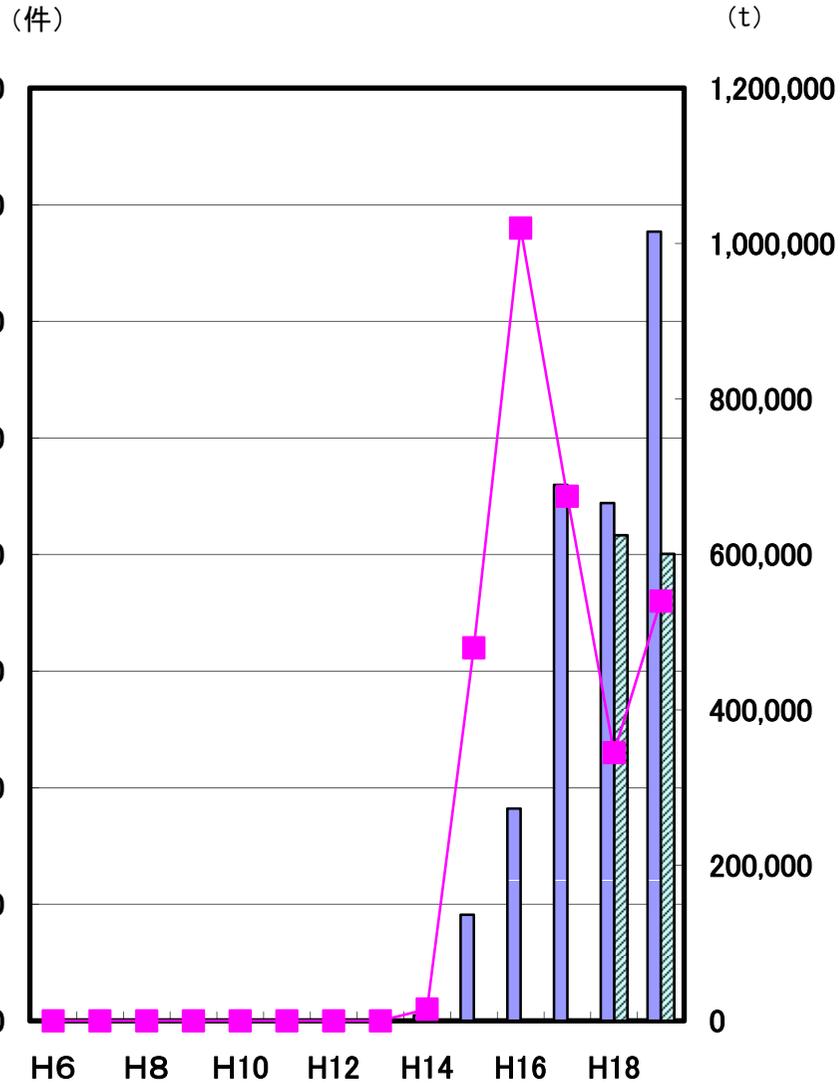
国内の鉄スクラップ相場は、7月末に最高値をつけた後に急落、最安値をつけた10月末までに63～103%下落。特に鋼ダライ粉については逆有償化したまま推移（11/14現在）。



(出所) 日刊工業新聞「主要材料・製品卸売相場」よりMURC作成
注：月末における安値の比較

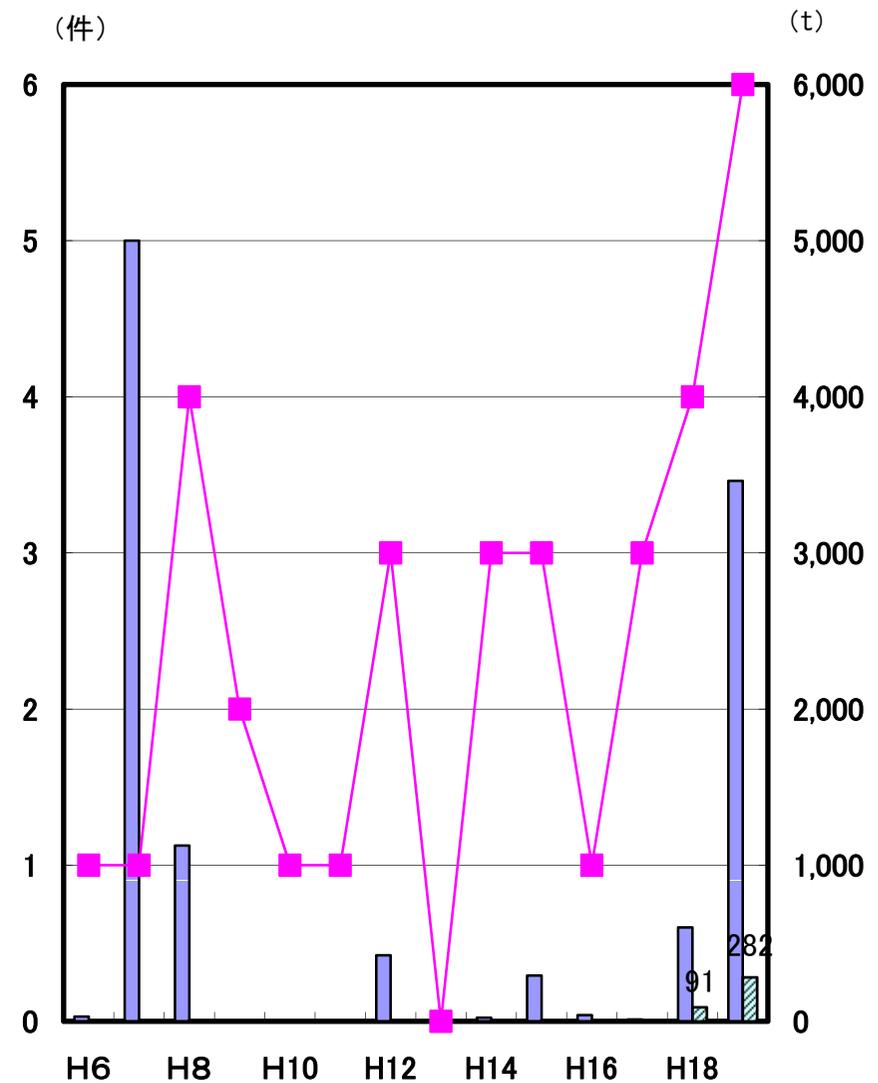
廃棄物の輸出入実績

廃棄物の輸出確認及び輸出報告量の推移



■ 輸出確認量(t) ■ 輸出報告量(t) ■ 輸出確認件数(件)

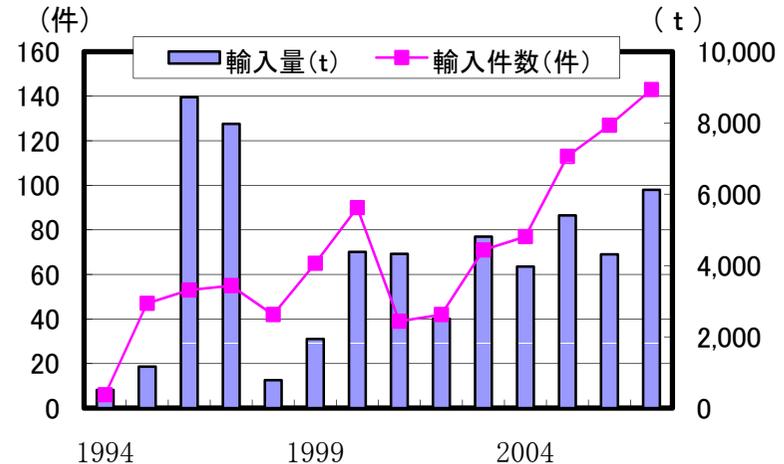
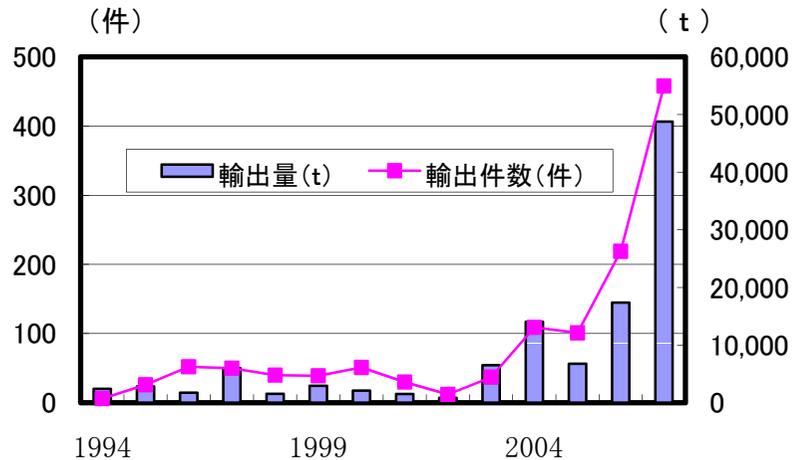
廃棄物の輸入許可及び輸入報告量の推移



■ 輸入許可量(t) ■ 輸入報告量(t) ■ 輸入許可件数(件)

特定有害廃棄物等の輸出入実績

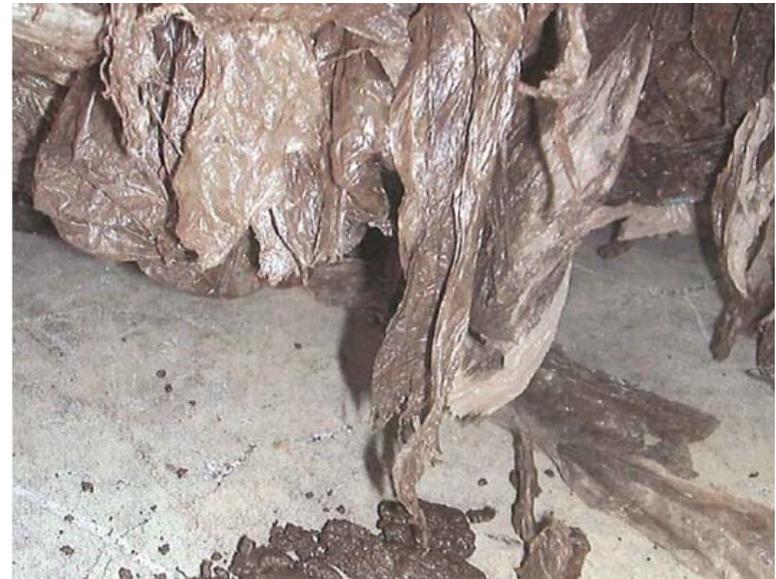
我が国からの輸出			我が国への輸入		
相手国への通告	64件 (26)	225,992トン (99,850)	相手国への通告	38件 (42)	20,995トン (23,228)
輸出の承認	55件 (16)	218,590トン (53,600)	輸入の承認	31件 (28)	19,617トン (16,107)
輸出移動書類の交付	458件 (219)	48,788トン (17,357)	輸入移動書類の交付	143件 (127)	6,123トン (4,314)
相手国	韓国、ベルギー、米国		相手国	フィリピン、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、中国等	
品目	鉛灰、鉛スクラップ（鉛蓄電池）、ハンダのくず、ニッケルスラッジ等		品目	銅スラッジ、銀スラッジ、亜鉛スラッジ、廃蛍光灯、基板くず、電子部品スクラップ、ニカド電池スクラップ等	



廃棄物の不法輸出の実例

■ 廃プラスチックの不法輸出未遂事例

- 平成19年9月に発生した廃棄物処理法における廃棄物の無確認輸出未遂事例
- 廃棄された農業用ビニールをリサイクル目的でマレーシアに輸出しようとしたもの
- 泥汚れがひどく、廃棄物に該当するものが含まれており、所定の手続を経ずして輸出しようとした事業者に対して嚴重注意文書を発出
- 廃プラスチックの輸出においては必ず破碎・洗浄・裁断等の前処理を行うよう説明会等で呼びかけている



4. その他

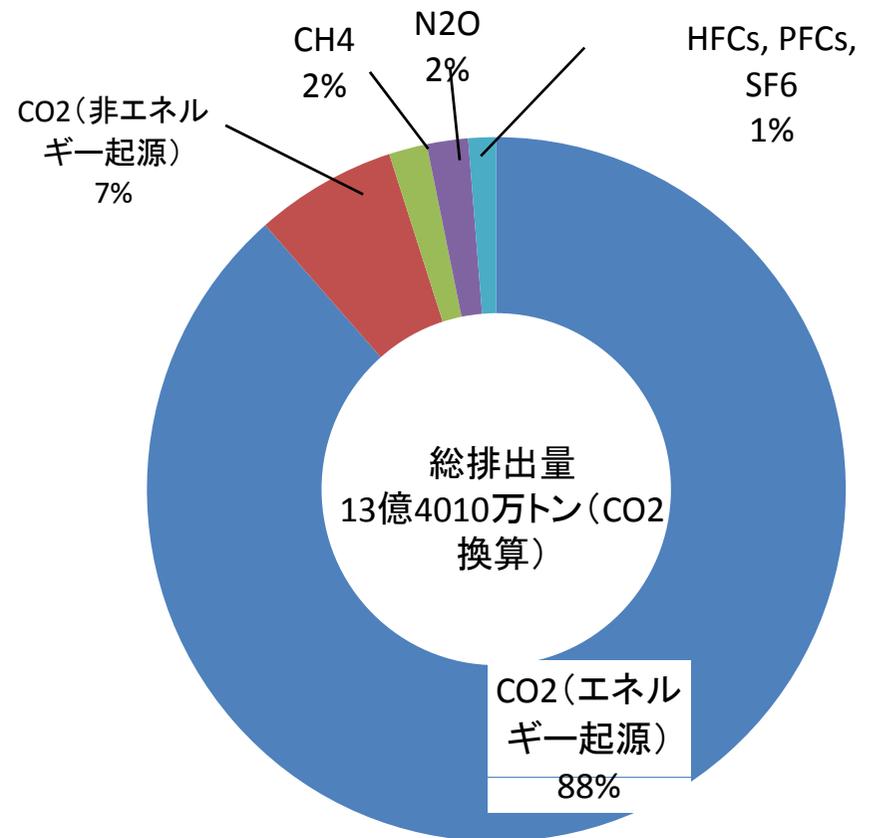
③低炭素社会との統合

温室効果ガス排出の状況

日本全体の温室効果ガス排出量 (2006年度、CO2換算)

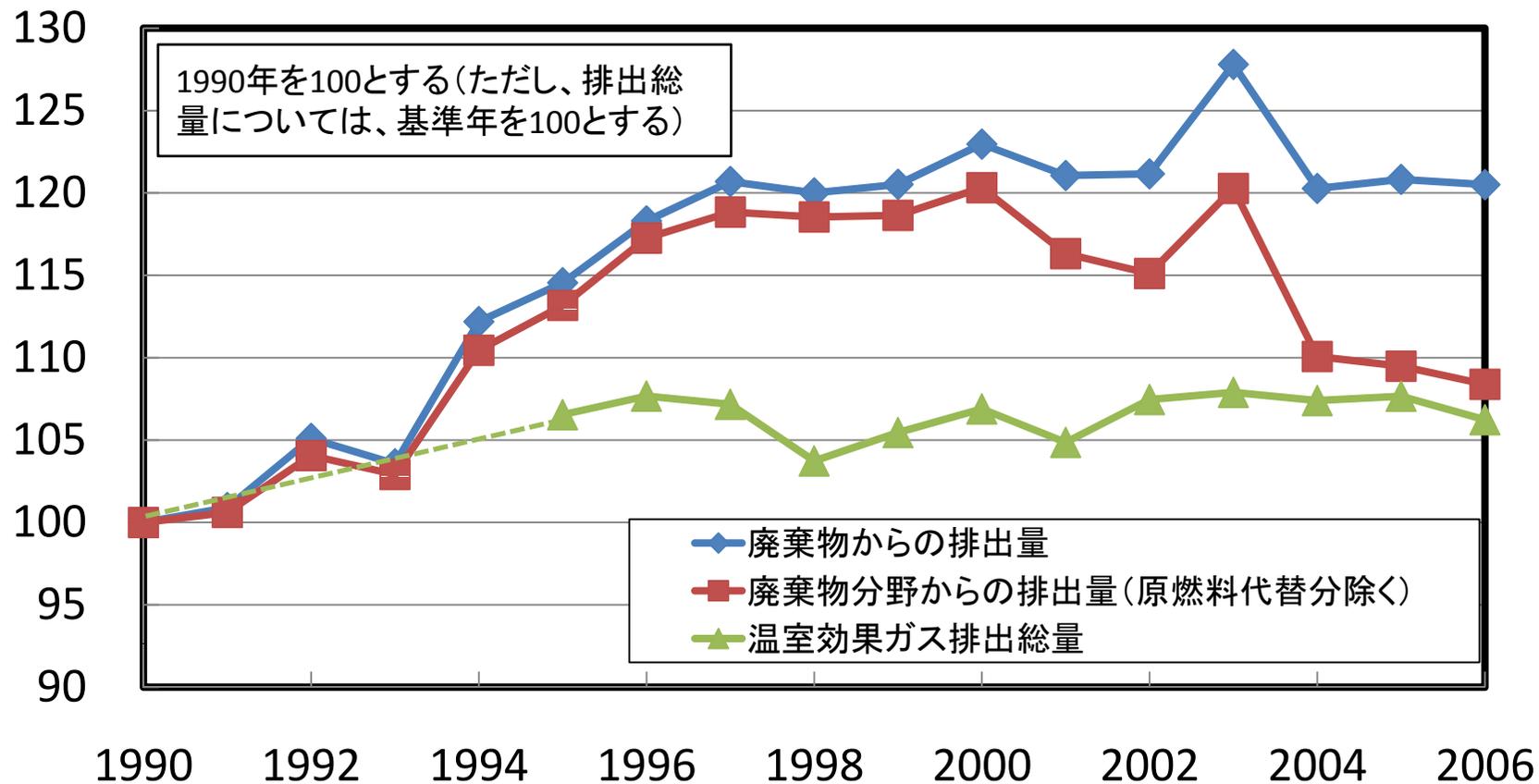
温室効果ガス	排出量(2006年度)
二酸化炭素(CO2) うち廃棄物関係	12億7400万トン 3380万トン
メタン(CH4) うち廃棄物関係	2360万トン 690万トン
一酸化二窒素(N2O) うち廃棄物関係	2560万トン 410万トン
HFCs、PFCs、SF ₆	1730万トン
計 うち廃棄物関係	13億4010万トン 4480万トン(全体の3.3%)

日本の温室効果ガス排出量の内訳(2006年度)

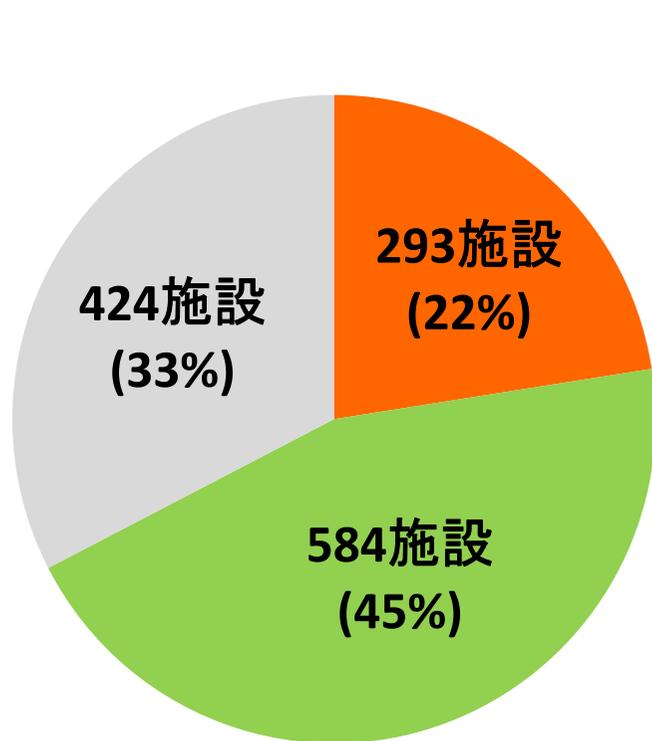


温室効果ガス排出量の推移

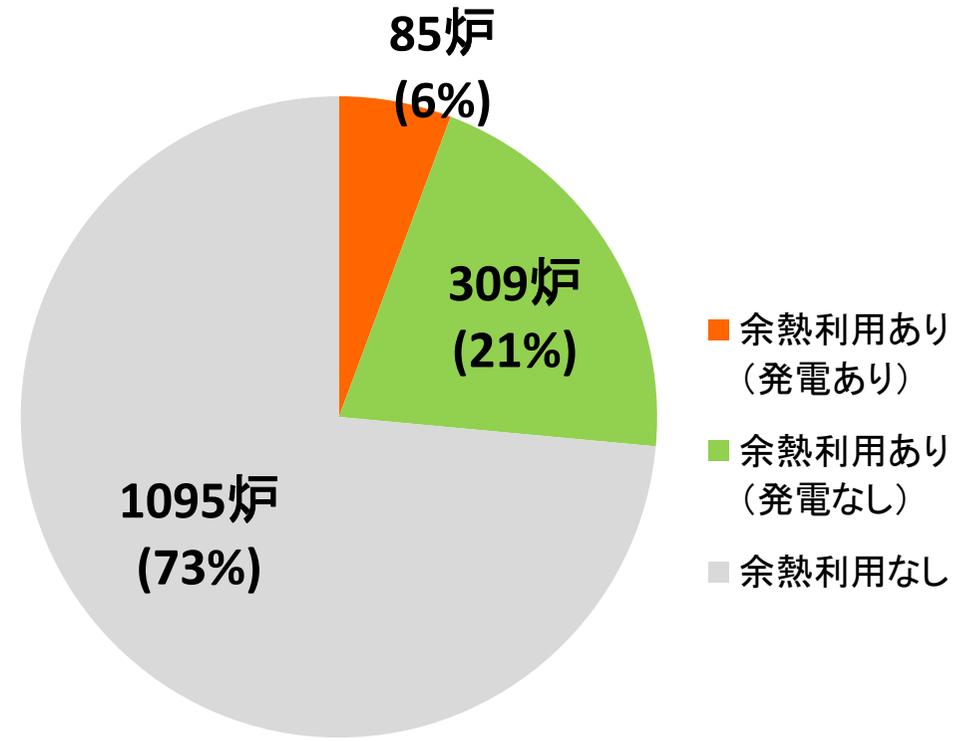
- ◆2006年度の温室効果ガス排出総量は13億4,000万トン(CO₂換算)であり、京都議定書の基準年(1990年、ただしHFC、PFC、SF₆については1995年)の排出量を6.2%上回っている。
- ◆2006年度の廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は、約4,480万トン(CO₂換算)であり、1990年度(3,720万トン)と比べ21%増。ただし、廃棄物発電等のエネルギー回収分を除くと3,750万トンであり、1990年度(3,460万トン)と比べて8.4%増となる。



余熱利用施設の状況（平成18年度）

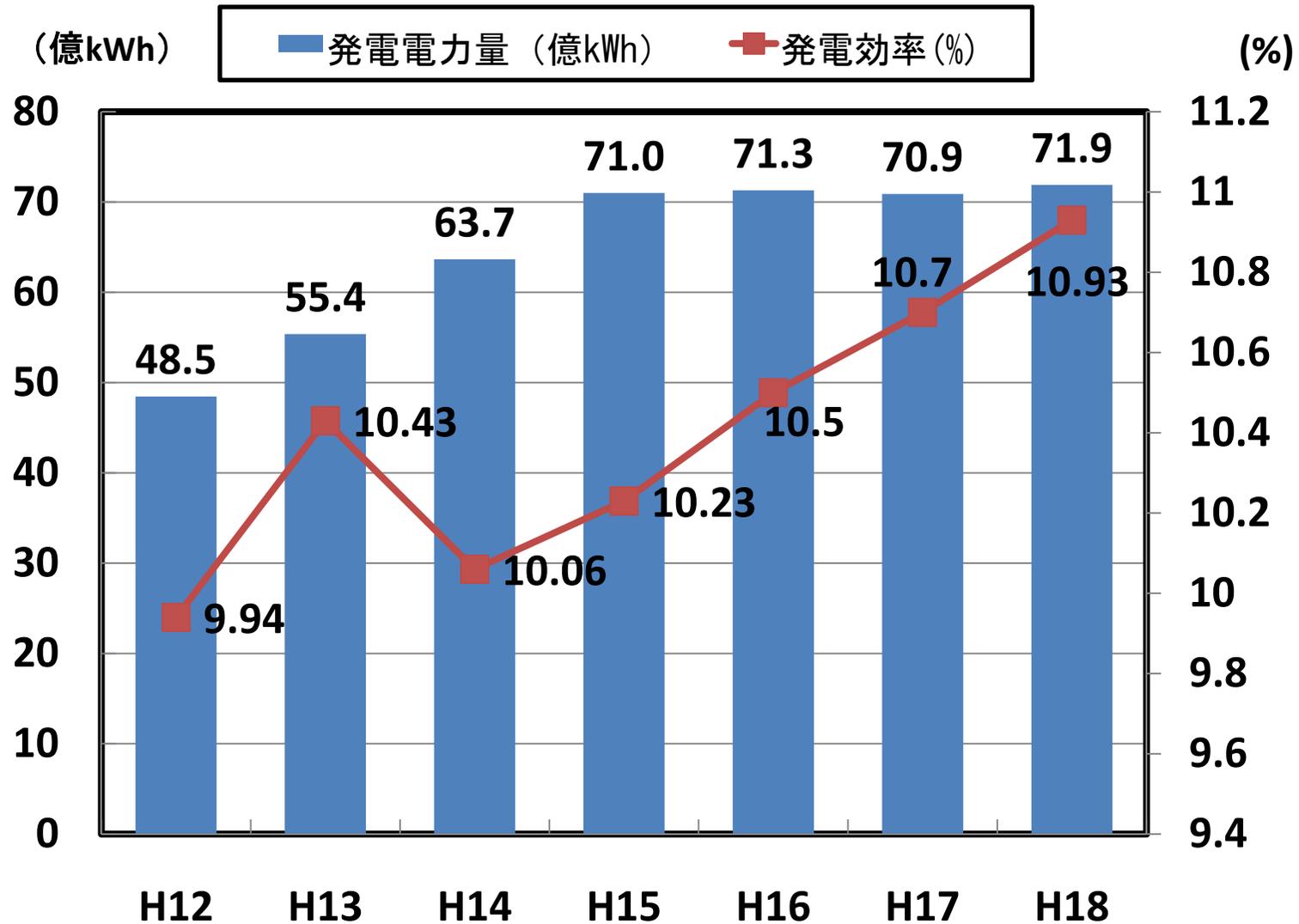


一般廃棄物 焼却施設
(市町村、一部事務組合が設置した
1301の焼却施設)



産業廃棄物 焼却炉
(調査に対する回答のあった1489炉)

廃棄物発電の普及状況（一般廃棄物）

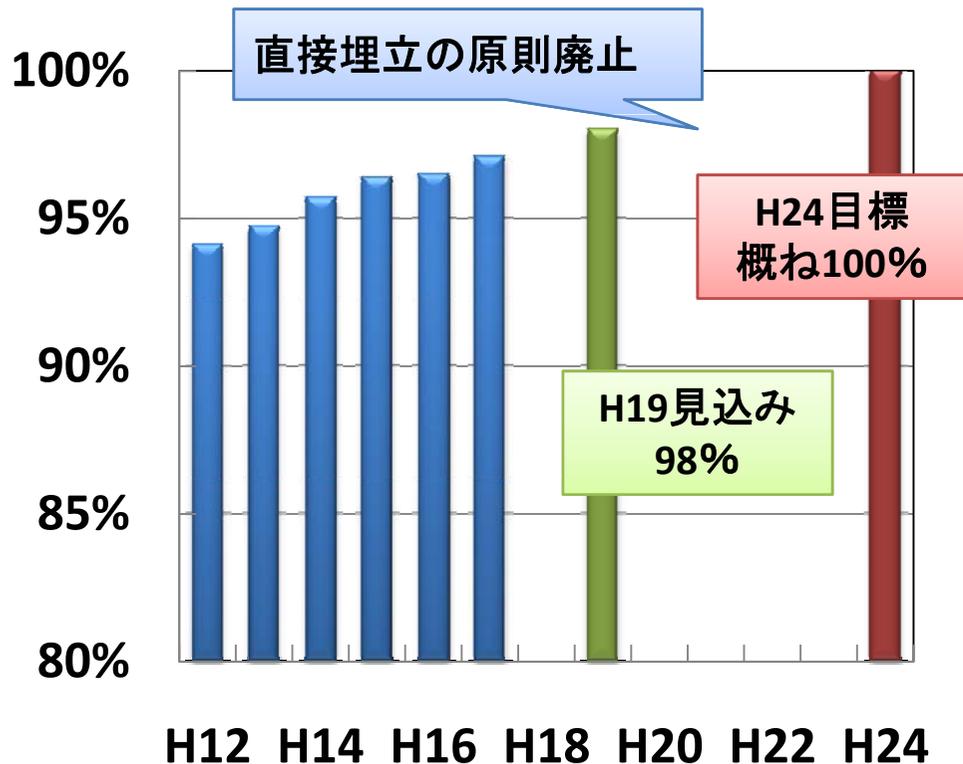


廃棄物処理施設整備計画に掲げる目標

ごみ減量処理率

- ごみ減量処理率は増加傾向
- 今後、ごみの直接埋立を行わず、地域の特性に応じた再生利用等を推進

➔ 平成24年度における減量処理率
: 概ね100%



ごみ焼却施設総発電能力

- ごみ焼却施設における発電能力は年々増加傾向
- 今後、RPS法等を活用した高効率な廃棄物発電の実施

➔ 平成24年度における発電能力
: 2,500MW

